

資料2-6

資料 (その6)

平成17年4月27日(水)

日本弁護士連合会 消費者問題対策委員会
弁護士 宇都宮健児
弁護士 木村 達也
弁護士 三木 俊博
弁護士 新里 宏二

適 正 金 利 論

—健全な消費者ローンに向けて—

昭和63年8月

日本弁護士連合会
消費者問題対策委員会

序

昭和五〇年代から大きな社会問題として取り上げられるようになつた「サラ金被害」について、日本弁護士連合会は度々その問題点を指摘してきたところであり、各弁護士会も「サラ金被害救済センター」などを設置して、その個別的な救済に当つてきた。

世論が高まり、昭和五八年貸金業規制法の制定および出資法の改正がなされ、極端な「サラ金被害」は沈静化したが、その後も、クレジット取引の増加とともに「クレジット・サラ金破産」とも呼べる消費者破産事件が続発している。

日本弁護士連合会は、これら事件の根底に「金利」の問題があると考えているが、消費者信用における「適正金利」については、深く考察した研究がほとんどないので、消費者信用の主役である「消費者」の視点に立つて、独自に検討を加えてきた。

本書は、その成果をまとめて発刊するものであり、今後のこの分野の研究を発展させるに当つて、有益なものと負している。

消費者信用における金利規制について、その緩和を求める意見があるが、安易な規制緩和は再び「クレジット・サラ金被害」を増大させることになろう。

本書は、その危惧を訴えるとともに、消費者に自ら金利について主体的に考えて欲しいとの願いを込めて書いたものである。

この願いを正しく受止めて、役立てていただければ幸いである。

関心ある方々の有益なご批判なりご意見なりを賜りたく存する次第である。

昭和六三年八月吉田

発刊にあたつて

このたび、「ここに「適正金利論——健全な消費者ローンに向けて——」を世に問うこととなつた。

消費者保護の諸問題について情報を収集し調査・研究を行うことを目的として、日本弁護士連合会に消費者問題対策委員会が設置されたのは昭和六〇年五月のことである。

委員会発足当時は、いわゆる「豊田商事」事件をはじめ悪質商法による消費者被害が多く発し、その被害の実情も極めて深刻かつ悲惨なものであり、無視し得ない社会問題であった。

さらに、右被害となるんで「クレジット・サラ金」に起因する多重多額債務者の続発も消費者被害として同様に大きな社会問題となりつつあった。

以後、当委員会では「消費者被害に直結した活動」をスローガンとして被害の実態を絶えず直視しつつ、精力的かつ情熱に燃えてこれら被害の予防と救済に取り組んできた。

本書はいうまでもなくわれわれのこうした活動の一環として発刊されたものである。
多重多額債務者の発生は消費者ローンにおける高金利にその主要な原因があるとし、健全な消費者ローンの発展のためには、まずもって消費者にとって適正な金利に基づく消費者信用市場の確立を実現せねばならないとしている。われわれは適正金利を消費者の立場から捉えるべきであり、それこそが本来あるべき適正金利であると考えている。
そして、消費者信用における適正金利を「消費者が収入の範囲内で無理なく返済できる金利」という観点に立ち、適正金利とは現行利息制限法所定の金利内のある、との結論に達している。

本書の発刊を契機として「適正金利」についての関心が高まり各方面から有益なご批判、ご意見が寄せられることを希望する。

本書を作成するにあたり、当委員、幹事、事務局の方々の並々ならぬご努力、ご協力を得た。深甚の謝意を表して筆を擱く。

昭和六三年八月

日本弁護士連合会
消費者問題対策委員会

委員長 兵藤俊一

序

次

発刊にあたつて

第一 適正金利論を論ずるにあたつて

第二 今日の消費者ローンの姿（実態論）

一 高金利の消費者ローン

1 増え続ける消費者ローン

2 高すぎる金利

3 消費者ローンを利用する低所得者層

4 低利を選択できない消費者とその所得

5 消費者被害の必然性

二 破綻して行く利用者達

1 破綻へのプロセス

2 破綻したA女の場合

3 破綻したB男の場合

4 破綻者の生活実態

第三 金利の歴史と法律

一 利息制限の法律の理念

二 わが国の利息制限の法律の沿革

三 利息制限法

四 出資法

五 臨時金利調整法

第四 逆行する規制緩和の動き

一 高金利を狙う動き

二 高利潤のしくみ

三 資金の流れ

第五 適正金利とは

一 金利の現状と適正金利論の必要性

二 適正金利の検証

1 利息制限法の立法経過から

2 一般労働者の返済可能額との対比

3 小括

第六 健全な消費者ローンに向けて

一 消費者信用の将来はバラ色か

二 消費者信用のあるべき姿

参考文献

あとがき

79 77 77 72 71 71 66 66 64 59 55 55 54 51 47 45

第一 「適正金利論」を論ずるにあたつて

一 世界の経済状況は大きく変化しており、我国は最大の貿易黒字国となり、内需拡大に向けての努力を行なつてゐるところである。このような環境下において、資本の投資先を求めて、巨大な資金の流動化が現われている。国民においても、各種金融商品への関心が高まり、豊かな生活を求めて、財テクブームという現象を招来している感がある。

しかし、国民の家計可処分所得の伸びは低いにもかかわらず、業者の巧みで華々しい宣伝・広告により作られた「消費者のニーズ」に振り回される消費者は、消費者信用に関する経済知識や法律知識が乏しいのが実情である。このような消費者が、クレジット・サラ金の利用に向い、他方、投資先を求める資本が消費者信用市場に投下される状況下において、この消費者信用市場は、年々増大してきている。

消費者信用市場の増大は、多面、多重多額債務者の発生を必然ならしめている。この多重多額債務者の発生は、消費者ローンにおける高金利が主要な原因となつていて、といえる。

そこで、我々法律実務家が、日常、消費者問題を扱っている中で、経験、見聞している消費者信用市場の主役たる「消費者」の置かれている実態を直視し、その実態から検討を加え、消費者から見た適正金利を求めることがとした。

二 従来、消費者信用における「適正金利」については、論議が少なく、わずかに、関西大学上田昭三教授によるコスト論からアプローチした「適正金利」についての一連の研究が評価されている程度である。昭和五八年四月一四日の参議院における討論において、当時の竹下登大臣は、「一体適正金利とは何ぞや」ということについての確たる答えが出しえないので、答弁を行なっている（新貸金業関係法規資料集一一四頁、新

日本法規刊)。このように、政府においてすら適正金利についての検討は不十分である。

特に、以下述べて行く、消費者から見た適正金利という考え方とは、不思議なことに今まで論じられたことがなかつたものである。

しかし、消費者信用における主役は「消費者」そのものであり、消費者の視点に立った金利のあり方を検討せざして、適正金利を求めるることは不合理である。しかも、この視点が無視されていたため、消費者ローンの金利低下はなかなか実現されず、高金利に喘ぐ「サラ金破産者」が続発してきたと考えられる。

健全な消費者ローンの発展のためには、まず、消費者にとっての適正な金利に基づく消費者信用市場の確立を実現しなければならない。

第二 今日の消費者ローンの姿（実態論）

一 高金利の消費者ローン

1 増え続ける消費者ローン

社団法人日本クレジット産業協会「日本の消費者信用統計一九八七年版」（以下信用統計といふ）によれば、消費者信用（消費者金融と販売信用を併せたものである）の供与額は次とのおり大きく拡大している（資料1）。

年 度	額	伸び率
昭和五〇年	一〇兆三七二二億円	一〇〇
同 五五年	一一兆〇三五九億円	一〇二・八
同 五八年	一九兆五〇九九億円	一八四・五

同 五九年 三一兆四五一八億円 三〇三・二
同 六〇年 三四兆八一九四億円 三三五・七
(注 なお、信用統計一九八八年版によれば、昭和六一年の新規供与額は三八兆三七三九億円に達し、昭和五〇年を一〇〇とした指数は三六九・九とさらに伸びている。)

資料1 消費者信用新規供与額の推移

(単位:億円、%)

	历年	昭和50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
消 費 者 信 用 金 融 機 関	消 費 者 口 座	(16.8)	(17.2)	(17.6)	(18.9)	(21.0)	(23.1)	(26.7)	(29.5)	(30.3)	(27.7)	(27.2)
	預 貯 金 担 保 貸 付	(25.7)	(26.1)	(26.1)	(26.0)	(24.3)	(24.7)	(19.9)	(20.0)	(18.9)	(21.6)	(23.6)
	賃 屋 金 融	(2.0)	(1.8)	(1.6)	(1.5)	(1.2)	(1.1)	(1.0)	(0.9)	(0.8)	(0.6)	(0.5)
	小 計 (A)	(44.4)	(44.1)	(45.3)	(46.3)	(46.4)	(48.9)	(47.6)	(50.5)	(50.0)	(49.9)	(51.3)
販 売 口 座 提 携 販 元	(4.2)	(3.4)	(2.8)	(2.3)	(1.7)	(1.6)	(1.2)	(0.9)	(0.8)	(0.5)	(0.4)	(1.30)
総 合 利 賦 賦 元	(5.4)	(5.6)	(5.2)	(5.0)	(4.7)	(5.0)	(5.1)	(4.7)	(4.6)	(4.8)	(4.8)	(18.7)
輸 入 あ っ せ ん	(5,603)	(6,440)	(6,878)	(7,592)	(8,546)	(10,414)	(11,570)	(12,792)	(13,488)	(15,246)	(16,734)	—
提 携 口 ー ン	—	—	0	(0.7)	(1.2)	(1.9)	(2.8)	(3.3)	(4.3)	(4.5)	(4.5)	—
マ ン ス カ ー ド ク リ ア	(8,821)	(8,775)	(10,720)	(11,777)	(13,188)	(14,586)	(16,245)	(20,029)	(24,698)	(26,763)	(34,168)	—
そ の 他	(13.8)	(13.2)	(12.9)	(12.7)	(12.8)	(11.5)	(11.5)	(11.3)	(11.3)	(11.1)	(10.5)	—
用 小 計 (B)	(55.6)	(55.9)	(54.7)	(53.7)	(53.6)	(51.1)	(52.4)	(49.5)	(50.0)	(50.1)	(48.7)	—
合 計 (A + B)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	—
		(103,722)	(115,721)	(132,837)	(153,347)	(180,250)	(210,359)	(230,590)	(269,516)	(295,99)	(314,518)	(346,194)

(注) ()内は、構成比。

われに對応し信用残高についても次のとおり当然拡大してくる(資本)。

年
度
額
伸び率

年 度	額	伸び率
昭和50年	七兆〇九七八億円	100
同 五五年	一五兆五一六四億円	一一七・六
同 五八年	二三三兆四二〇八億円	一一一九・九
同 五九年	二一五兆一〇四四億円	一一五三・八
同 六〇年	二七兆八七五三億円	一一九一・七

(注) 前注の信用統計によれば、昭和六一年の信用残高は二〇兆九四一七億円であり、昭和五〇年より一〇〇%ある指數は四三五・九である。)

資料2 消費者信用残高の推移

(単位:億円、%)

	昭和50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60
消 費 者 口 一 ン	(29.1)	(29.1)	(29.2)	(29.4)	(31.3)	(33.5)	(34.7)	(36.6)	(35.7)	(35.1)	(34.7)
預 賃 金 担 保 貸 付	(20,671)	(23,981)	(27,993)	(32,916)	(40,927)	(51,597)	(61,559)	(74,030)	(83,600)	(88,234)	(96,655)
販 售 金 担 保 貸 付	(32.3)	(31.1)	(31.2)	(30.8)	(26.9)	(25.0)	(23.7)	(22.3)	(23.2)	(24.5)	(25.0)
質 屋 金 融	(1.0)	(0.8)	(0.8)	(0.7)	(0.6)	(0.5)	(0.4)	(0.4)	(0.3)	(0.3)	(0.2)
小 a t (A)	(62.4)	(61.0)	(61.1)	(60.8)	(58.7)	(59.0)	(58.8)	(59.2)	(59.2)	(59.9)	(59.9)
機 品 制 限 版 元	(23.0)	(25.2)	(26.1)	(26.3)	(28.4)	(28.0)	(27.3)	(26.6)	(26.6)	(25.4)	(24.5)
販 口 一 ン 提 供 販 完	(16,285)	(20,783)	(25,078)	(29,505)	(37,210)	(43,371)	(49,555)	(54,949)	(61,958)	(63,854)	(68,168)
機 器 口 一 ン 提 供 販 完	(5.3)	(4.3)	(3.7)	(3.1)	(2.4)	(2.2)	(1.8)	(1.5)	(1.4)	(1.5)	(1.5)
機 合 制 限 版 元	(3.152)	(3.850)	(4.238)	(4.923)	(5.785)	(7,083)	(7,764)	(8,428)	(9,379)	(10,196)	(9,856)
機 器 口 一 ン 他	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.8)	(1.4)	(2.2)	(3.2)	(4.3)	(5.3)	(7.1)
マ ン ス リ ー ク リ ア	(1.4)	(1.3)	(1.3)	(1.2)	(1.2)	(1.1)	(1.1)	(1.1)	(1.2)	(1.5)	(1.5)
セ の 他	(2.517)	(2.865)	(3.264)	(3.828)	(4.430)	(4,605)	(4,950)	(5,428)	(5,857)	(6,652)	(5,985)
小 a t (B)	(37.6)	(39.0)	(38.9)	(39.2)	(41.3)	(41.0)	(41.2)	(40.8)	(40.8)	(40.1)	(40.1)
合 计 (A + B)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	(70,978)	(82,372)	(95,924)	(112,085)	(130,859)	(155,194)	(177,500)	(205,931)	(224,208)	(261,144)	(278,753)

(注) ()内は、構成比。

右消費者信用が急成長する中で次の特徴が見られる。第一に消費者信用を消費者金融と販売信用に一分類する。消費者金融と販売信用の比率につき年を追うにつれて消費者金融の占める比率が高くなっていることである。昭和五〇年は消費者金融は四四・四%、昭和五五年は四七・六%、昭和五八年は五〇・〇〇%、昭和六〇年は五一・二%である。第二に右消費者金融は消費者ローン、預託金担保貸付、質屋金融に三分類されるが、そのうち質屋金融は絶対額が頭打ちなし減少傾向にあり、消費者信用全体に占める新規供与額のうち消費者ローンの割合及び金額は大きく伸びている。

年 度	割 合	金 額	伸び率
昭和五〇年	一六・八%	一兆七四一六億円	100
同 五五年	一一三・一%	四兆八六四三億円	117.9・11
同 五八年	一一〇・一%	八兆九四九〇億円	113・一
同 大〇年	一一七・一%	九兆四六五一億円	114.3・一

(注) 前注の信用統計によれば、昭和六一年の消費者信用の中での消費者金融の比率は五三・一一%，消費者金融全体の中での消費者ローンの割合は一八・四%とそれぞれ大きくなっている。そして消費者ローンの金額的伸びについては昭和五〇年を一〇〇として大一五・九(一〇兆九〇一〇億円)と増大の傾向が続いている。その結果、昭和六一年の消費者信産業は、対前年比や一〇・六%と伸び、その内容は消費者金融の対前年比一四・三%の大きな伸びによるところが大きい。

わざと信用統計によれば、市場における各業種の伸び率を見ると次の特徴が明らかとなる。昭和六〇年の新規供与額(資料3)でみると、消費者信用全体からみると、信販会社は一一三・八一%，銀行系クレジットカード会社は二八・四三%，消費者金融専業者は一七・一四%，銀行等金融機関(信託統計によれば資料3の分類方

式を用い、「金融機関」としては銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫を含むものとして用いられている。第一、
一の本項は右の意味にて以下「金融機関」という)は二九・九七%、その他三〇・六五%であるが、消費者信
用のうち伸び率の極めて大きい消費者ローンについてみると信販会社は一兆七七一八億円(一八・七二%)、
銀行系クレジットカード会社は一兆一六九億円(一一・八〇%)、消費者金融専業者は二兆四八五六億円(二
六・二六%)、金融機関は三兆六〇七四億円(三八・一一%)、その他四八三五億円(五・一一%)となつてい
る(注 銀行などの金融機関、信販会社においては、消費者ローンの中に証券担保ローン、不動産担保ローン、
地価の上昇に合わせたセカンドモゲージローンなどの融資分が含まれており、消費者金融専有の無担保ローン
のみではない)。昭和五〇年より六〇年までの新規供与額の平均伸び率(資料3)を見ると信販会社は四二・
二%、銀行系クレジットカード会社は二五・一%、消費者金融専業者は一八・一二%、金融機関は一二・六%と
なつていている。以上のうち金融機関に含まれる銀行の消費者信用直接供与額の推移と内容は、橋本和孝福島大学
行政社会学部助手の調査(資料4、中央法規出版・国民生活センター編「サラ金クレジット問題の構造」9-
10頁)によれば、昭和五三年の約六〇〇〇億円をピークにして減少傾向を示し、一般消費者への貸出をしぶり
ながら、消費者金融専業者であるサラ金業界などへの多額の資金融資をする間接融資を増大させていったこと
が明らかになっている。毎日新聞生活家庭部の古川和氏の調査(サラ金白書一九八四、一二五頁以下)によれば、
昭和五八年三月末現在の大蔵省発表の金融機関から消費者金融専業者への融資残高は一兆〇九九五億円に上
っている。また、消費者信用白書昭和六〇年版によれば、金融機関の消費者信用業者への貸出残高の指數の伸び
は、昭和五〇年を一〇〇とすると昭和五八年には三五〇に達しており(資料5)、消費者信用供与残高の伸び
に匹敵する。

以上のことおり銀行などの金融機関が消費者への直接融資を控える中で、今後、消費者金融専業者、信販会社、

銀行系クレジットカード会社が、消費者への直接融資の大きなウェイトを占めることが予想される。

資料3 消費者信用市場の現状（60年新規供与額）

(単位:10円、%)

	金 融 機 構 南 部	消 費 者 金 融 業 者	銀 行 系 レ ジ ト 金 融 業 者	信 販 社	中 小 企 業	百 貨 店	量 販 店	油 元 販 売 社	汽 車 售 賣 社	販 售 場	郵 便 局	其 他	合 計
(A)	(12.6) (18.2) (25.1) (42.2) (n.a.) (22.1)	(36.074) (24,836) (11,169) (17,718) (1,658) (1,633) (14) (1,309) (1,309) (1,309) (1,309) (1,309) (56,652)											
(B)	(10.9) (68,305) (10.9) (68,305) (10.9) (68,305) (10.9) (68,305) (10.9) (68,305) (10.9) (68,305) (10.9) (68,305)	(10.9) (68,305) (10.9) (68,305) (10.9) (68,305) (10.9) (68,305) (10.9) (68,305) (10.9) (68,305) (10.9) (68,305)											
合計(A+B)	(11.5) (18.2) (20.8) (30.6) (8.3) (3.5) (8.6) (17.63) (26.48) (29.36) (62.90) (6,083) (13.769) (37,803) (348,194)	(11.5) (18.2) (20.8) (30.6) (8.3) (3.5) (8.6) (17.63) (26.48) (29.36) (62.90) (6,083) (13.769) (37,803) (348,194)											

(注)

(A)

(B)

(注)

(A+B)

(注)

(イ)

高すぎる金利

2

右に述べたところから消費者信用の中で消費者ローンが大きく伸びつつあり、消費者への直接融資は消費者金融専業者、信販会社、銀行系クレジットカード会社を中心を占めてくることが前述のとおり予想されるところである。

そこで次に各業種における金利について見ることとする。

(イ) 出資の受入、預り金及び金利等の取締に関する法律（以下、出資法という）の所定金利は次のとおりであ

り、中小の消費者金融専業者は同法所定金利の上限ないしそれに近い金利で営業している。

昭和五八年一〇月三一日迄 年一〇九・五%（年三六五日とする）

同年一月一日より

年七三%，

昭和六一年一月一日より 年五四・七五%，

昭和六三年一月一日以降で別に法律で定める日より 年四〇・〇〇四%

(ロ) 大手サラ金業者の金利の推移（関西大学上田昭三教授作成の資料6表3）

昭和五二年未迄

年一〇一・一二%

昭和五三年一月より

年七三%

同年八月より

年四七・四五%

昭和五九年一〇月より

年三九・五%

昭和六二年四月より

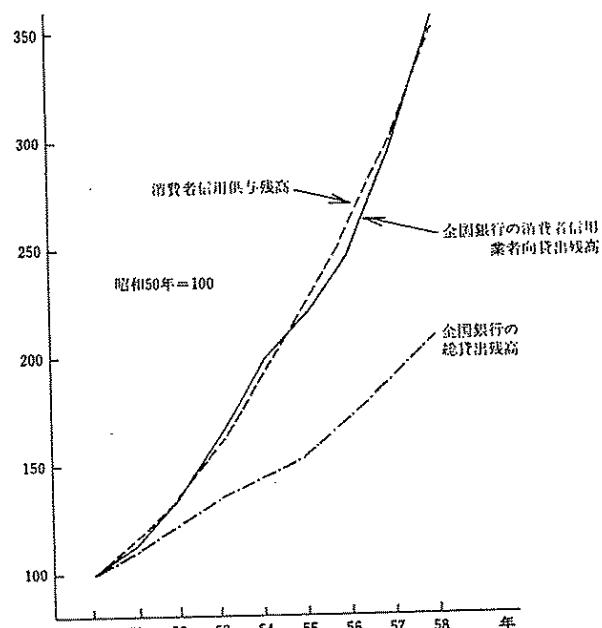
年三六・五%

(ハ) 昭和六一年度における次の業種の平均的金利の状況（資料6表5）

大手信販会社

約年二六%

資料5 金融機関による消費者信用業者への貸出



出所：日本クレジット産業協会「日本の消費者信用統計'85年版」

日本銀行「経済統計年報」

(注) 消費者信用業者向け貸出残高には住宅建設業者向けの貸出を含まない。

銀行系カード会社

約年一六%

都市銀行

約年一三・五%

右のとおり消費者金融事業者が最も高い金利であり、順次、信販会社、銀行系クレジットカード会社、銀行と金利が低くなつてゐる。これは前述した消費者ローレンの信用供与額の大きさの順序である消費者金融事業者、信販会社、銀行系カード会社、金融機関と一致し（金融機関は供与額全体は多いが消費者への無担保直接融資額は少ない）と説明される（金利の有利性（低率性）からは全く逆の順序となる）。

消費者としては当然高利よりも低利の信用供与を求めるのが合理的・自然であるのに、右によれば奇異な現象ながら高利の利用者が増加しており、低利の金融機関等の利用が少ないといふ結果となっている。

ちなみに大手サラ金業者の昭和六一年の経常利益（資料7）は、武富士が一七一億円、プロミスが一八〇億円以上の高収益をあげている。

右に述べたところから明らかにいはれど、消費者ローレンは高利の消費者金融事業者や信販会社などの利用度が高く、消費者の合理的な金利競争による低金利による競争がなされてこなしたことである。

表1 都銀の個人ローンのコストの推計（昭和61年度）

前提

- ① 個人ローンは企業向け貸出しに比べたら小口数故にローン1円当たりの入件費、物件費は割高となる。
- ② しかし、個人ローンを行う故に給振り、自振り、定期預金等のコストの安い資金が集まるというメリットがある。
- ③ そこで②の要素を勘案して、個人ローンの入件費率（入件費／預金・債券平均）は全平均の5倍、物件費率は2倍とする。

	A	B	C	D	E (A+B+C+D)	F	G
預金債券等利回り							
入件費率							
物件費率							
預金率							
預金債券等原価							
貸出金利回り							
利息制限法上限							
61年度	イ 全ローン	4. 6 6 %	0. 5 9 %	0. 4 2 %	0. 0 6 %	5. 7 4 %	5. 6 2 %
Aを仮に50							
年齢以降の							
最高値にし	ロ 個人ローン	8. 4 0	2. 9 5	0. 8 4	0. 0 6	10. 5 1	(注1)
た場合							
資料	全銀協『全國銀行財務諸表分析』昭和61年度決算はかかる						
(注1)	個人ローン用の付与利潤の追加の2%を加算						
(注2)	：信銀行の現行フリーローン（1,000万円まで）の金利						

表2 預金金利と消費者ローン金利の関係の日米比較（1987年7月）

日本（都銀） 米国（全商業銀行）

	日本（都銀）	米国（全商業銀行）
小口定期預金金利（1年）	3. 3 9	6. 9 1
個人ローン金利	13. 5 0 (1~5年) 14. 0 0 (24か月)	
新規ローン金利	1. 3 %前後	10. 2 3 (48か月)

資料 三井銀行「パンフレット」、Federal Reserve Bulletin, Bank Rate Monitor

表3 大手サラ金P社の貸出金利推移

年月 52年未まで 53年1月 53年8月 59年10月 62年4月

一般ローン金利 102.2 73.0 47.45 39.5 36.5

表4 昭和61年度の個人ローンに関する都銀及び銀行系カード会社の経費率等とそれを基礎にして考え方される妥当な経費率(%) (1)

	支払利息率	その他の経費率				合計	経費率
		人件費	物件費	税金	貸倒れ		
都銀	4.66	2.95	(2) 0.84	0.06	2 (2)	5.85	10.51
銀行系カード会社	6 (2)		(3) 6	(2) 3	9	1.15 (3)	

資料 金融協同組合、大手消費者金融専業各社の有価証券報告書その他

注 (1) 都銀については預金債券平均残高に対する比率 その他は貸出平均残高に対する比率

(2) 推測値

(3) 収定値

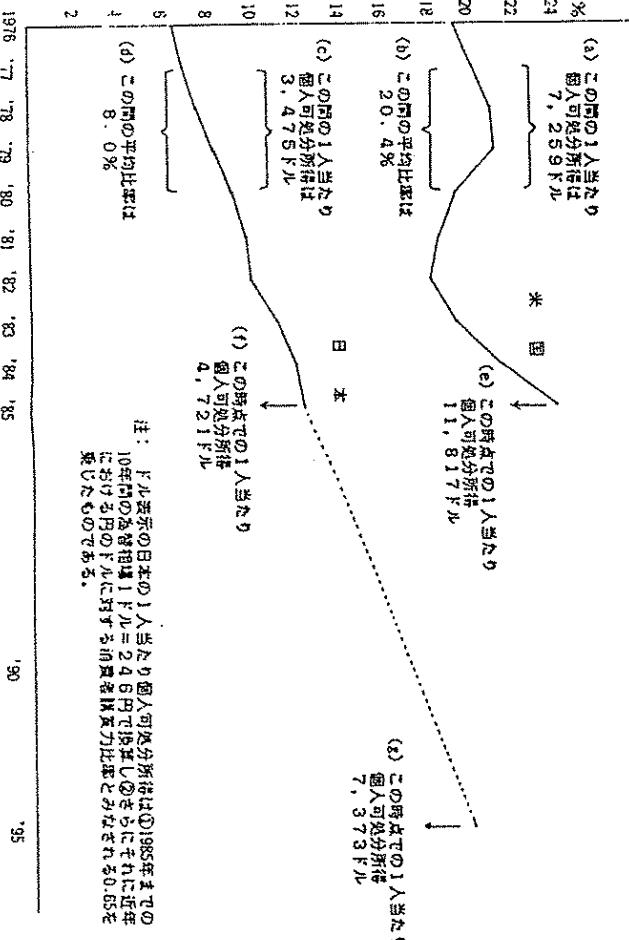
表5 各種貸金業者の貸出利率率(個人ローン)

都銀	13.5%
銀行系カード会社	1.6%
大手信販会社	2.6%

大手消費者金融専業者 3.6%

注 この個人ローンは融資1回ごとに契約がなされる個人ローンを指す。

図1 日米における個人可処分所得対消費者信用残高比率の推移と予測



注 ドル表示の日本の1人当たり個人可処分所得は①1985年までの10年間の年平均相場1ドル=24.6円で換算し②さらにそれに近接におけるドルに対する消費者購買力比率とみなされる0.65%を乗じたものである。

資料7 消費者金融大手各社の中間決算速報

(単位：金額表示は百万円)

(年・月末)	貸付残高	口座数 (千口)	営業収益	経常利益	当期・中 間利益	貸倒損失	ATM・ CD台数 (台)	店舗数 (店)
武富士(61/11)	295,565 (4,6)	897 (2,3)	98,571 (16,2)	17,273 (0,1)	7,851 (48,6)	15,833 (4,774)	56 (21)	372 (42,1)
(62/ 5)	282,213 (2,5)	808 (1,2)	52,175 (7,5)	11,248 (28,6)	4,679 (24,4)	4,774 (20,1)	219 (—)	372 (40,3)
プロミス(61/12)	208,912 (41,6)	787 (42,4)	73,405 (31,8)	18,073 (35,1)	8,861 (41,9)	1,120 (41,9)	289 (43,2)	348 (45,6)
(62/ 8)	222,614 (5,2)	811 (1,4)	37,673 (5,1)	14,589 (73,2)	8,691 (25,3)	2,793 (43,2)	318 (32)	350 (40,6)
アコム(62/ 3)	216,265 (9,6)	735 (7,6)	81,768 (*46,4)	26,835 (*46,2)	11,267 (*42,0)	5,936 (*45,3)	420 (45,3)	379 (41,3)
レイク(61/12)	151,916 (1,8)	602 (43,1)	55,332 (4,9)	10,440 (49,0)	4,409 (27,6)	5,575 (21,4)	280 (11)	341 (40,3)
(62/ 6)	180,315 (3,3)	620 (42,0)	28,818 (8,8)	7,821 (68,6)	3,821 (82,4)	2,427 (40,8)	288 (24)	343 (40,5)
三洋信販(61/11)	57,614 (10,7)	188 (44,0)	21,634 (9,8)	4,461 (85,1)	1,983 (14,5)	6,590 (4,2)	61 (38)	123 (49,5)
(62/ 5)	59,832 (1,7)	187 (46,3)	11,932 (3,8)	3,198 (15,8)	1,340 (1,8)	1,242 (41,1)	61 (0)	122 (41,6)
アイフル(61/11)	44,365 (4,0)	202 (4,9)	19,853 (6,8)	2,088 (136,1)	766 (149,4)	3,817 (49,2)	— (—)	— (—)
(62/ 5)	47,368 (12,1)	220 (22,8)	11,064 (14,6)	1,805 (108,4)	1,378 (85,5)	846 (456,6)	85 (35)	(0,2) (2,0)
アイク(62/ 7)	36,400	87	—	—	—	—	—	—

(注) ①カッコ内は前年比。上段は通期、下段は中間期。②アコムは62年3月期末年間決算、カッコ内は前印は60年11月期末比。③アイクは直近の62年7月末収益計数のみ表示の参考数字。④CD台数カッコ内は前年同月末比増減台数。

3 消費者ローンを利用する低所得者層

消費者ローンが増大しているのに伴う高利金融の利用があるのか、次に消費者金融の実態についてみる。

昭和60年四つの社団法人全国消費者金融協会「全国消費者金融協議会」(資料8)による次のとおりである。

1) の融資結果をみると次のようである。

(1) 年齢層では、20代が44・2%、30代が31・5%、40代が11・8%、50代が7・0%となり、60歳以上は11%である。110代以上は、20代が44・2%、30代が31・5%、40代が11・8%、50代が7・0%、60歳以上は11%である。

(2) 職業では、会社員が41・1%、1%、個人事業者が19・1%、無職の特徴があるが10%、自由業が9・0%、公務員が8・1%、サービス業・田舎業が7・0%である。会社員と公務員を併せた勤務者は50・11%の過半数を占めている。

(3) 年収は、110万円以上110万円未満が44・1%、110万円以上110万円未満が10・1%、110万円以上110万円未満が8・4%、110万円以上110万円未満が8・7%、110万円以上110万円未満が8・7%である。

(4) 利用回数は、1回未満が1・1%、2回以上が1・1%、3回以上が1・1%である。教育・医療融資を主な融資に組み込んだり、出世資金のための融資も少しある。

(5) 借入額は、1社あたり10万円以上110万円未満が融資額の1・1%、110万円以上110万円未満が1・1%、110万円以上110万円未満が融資額の借入額の1・1%である。ただし、扣減

出額はいわゆる貸金業法に基づく大蔵省銀行局長通達の貸出限度額として五〇万円など、年収の一割相当を
田舎とすべき規制よりすると、前述の年収と比較し、その基準の最高レベルの信用供与がなされていふり
とが窺われる。ところで、債務者は複数の借りを行つており、信用供与者側も消費者の多重債務、返済不
能の危険性を感じながら、個々の業者はなお可能な限り高額融資をしているものと考えられる。

以上の債務者像を概括するならば、三〇代ないし四〇代の、勤労者、田舎業や主婦で、収入は零（主婦）
から四〇〇万円で、三〇〇万円前後が平均的であり、生活資金を主として借り、一業者での借入額は一〇万
円ないし二〇万円と二つになると。

右の消費者像は昭和六〇年度の国民生活センターのサラ金利用の実態調査の債務者調査結果と概要一致す
る（同債務者調査では右協会調査と比べて年収が一〇〇万円から五〇〇万円未満に集中して若干高額になっ
てゐるが、これは債務者調査では世帯収入をあげたためと思われる）。

右消費者ローン利用者の特徴は①収入が少ないこと、②生活費のために借りており生活に余裕がないこと
が窺われる。昭和六〇年度総理府統計によれば、一世帯あたりの勤労者収入（資料9 四三一・一歳、世帯の
有業人賃一・五七人）は、年間実収入五三八万七千円である。消費者ローン利用者は一般勤労者収入を
相当程度下回る収入層であり、どちらかといえば低所得者層に属する人々であるといふことがいえる。

資料8 消費者金融利用者の動向

（単位：%、①内はサンプル数）

男 女 比 [1,793]	年 令 層 [3,101]	職 種 [3,324]	年 収 [1,767]	利 用 目 的 [3,131]	平 均 借 入 額 [1,791]
① 男性が圧倒的に多い	39.3 ① 10代	0.1 ① 全社員	42.1 ① 100万円以上 200万円未満	10.1 ① 生活開支資金	41.5 ① 10万円未満
② 男性がやや多い	19.6 ② 20代	7.0 ② 商工自営業	19.1 ② 200万円以上 300万円未満	43.5 ② レジャー開支資 金	36.3 ② 10万円以上 20万円未満
③ 男女半々	22.2 ③ 30代	35.9 ③ 自由業	9.0 ③ 300万円以上 400万円未満	33.7 ③ 教育・医療開支資 金	11.3 ③ 20万円以上 30万円未満
④ 女性がやや多い	8.9 ④ 40代	44.5 ④ 公務員	8.2 ④ 400万円以上 500万円未満	8.4 ④ シャツ・ビング開 支資金	10.0 ④ 30万円以上 40万円未満
⑤ 女性が圧倒的に多い	10.0 ⑤ 50代	11.8 ⑤ オーナー・自営業	7.0 ⑤ その他	4.3 ⑤ 住宅開支資金	3.4 ⑤ 40万円以上 50万円未満
	⑥ 60代以上	0.6 ⑥ 主婦	10.0	⑥ その他	7.5 ⑥ 50万円以上 32
	⑦ その他	4.6			
合 計	100.0	合 計	100.0	合 計	100.0
				合 計	100.0

資料9 60暦年および年度平均1世帯当たり1ヶ月間の 収入と支出(全国勤労者世帯)

4 低利を選択できない消費者との所縁

（一）費者ローン未用者を除く全顧客を対象とする

どサービス面で不充分さを指摘する回答がなされている。

右のとおり多数の利用者が低利の金融機関を利用しない最大の理由として、審査即ち返済能力のチェックが厳しいことがあげられ、まさに消費者ローン利用者が低収入層であるという右利用者層の実態が浮かび上がりてくる。低所得者層は、生活の余裕がない中で借金の必要に迫られるが、低利の金融機関では審査が厳しくて貸してくれない（くれそうもない）から、高利であっても審査のゆるやかな消費者金融業者や信販会社で借りることになるのである。消費者ローンの伸びを支えているのが、このような低所得者層の利用者によるものであることは覆いがたい事実である。

(二) 家計可処分所得（収入より租税等を引く）につき、昭和六〇年迄の一〇年間を見ると次のとおりである。

そこで次に実支出に占める社会的固定費の割合についてみると、昭和四〇年一六・〇%、昭和四五年一七・

資料來源：經濟部統計局「家計調

【資料出所：花旗銀行統計局】
■印は前年（度）の実数、△印はマイナスを示す。

1 ①は前半(後)の実数、②はマリスと合計。
2 小項目は当該項目の主要なものに限ったため、合計しても大項目の金額、構成費とは必ずしも一致しない。

3 労政時報別冊「物価と生計費資料」(62年版) 参照

11%、昭和五〇年一九・一%、昭和五五年二七・五%、六〇年四〇・一%と増加している。これは金銭支出の中で生活の基本となる支出（食費は除く）の割合が増大しており、いわゆる金のかかる生活が進行していると把握される。

他方、消費者信用を支へると考へられる労働者世帯の収入支出を見ると、昭和六〇年度の月額当たりの実収

入四四八、九六一円より、実支出三六一、五九一円（社会的固定費は一四五、七一三円である）を差引くとその余剰金は八六、三七〇円であり、これから住宅ローンなどを出資し、将来的不測の出費などに備えるための預金をすると生活の余裕は極めて乏しいといえる。このように余裕が少ない労働者世帯において、高利の消費者ローンの融資をうけることは支払不能への危険を相当にともなうことになる。

まして消費者信用、就中消費者ローンの利用者は、右に見たとおり年収三〇〇万円前後の低所得者層にいる者が多く、支払不能に至る危険性を非常にひんでゐることが明らかである。

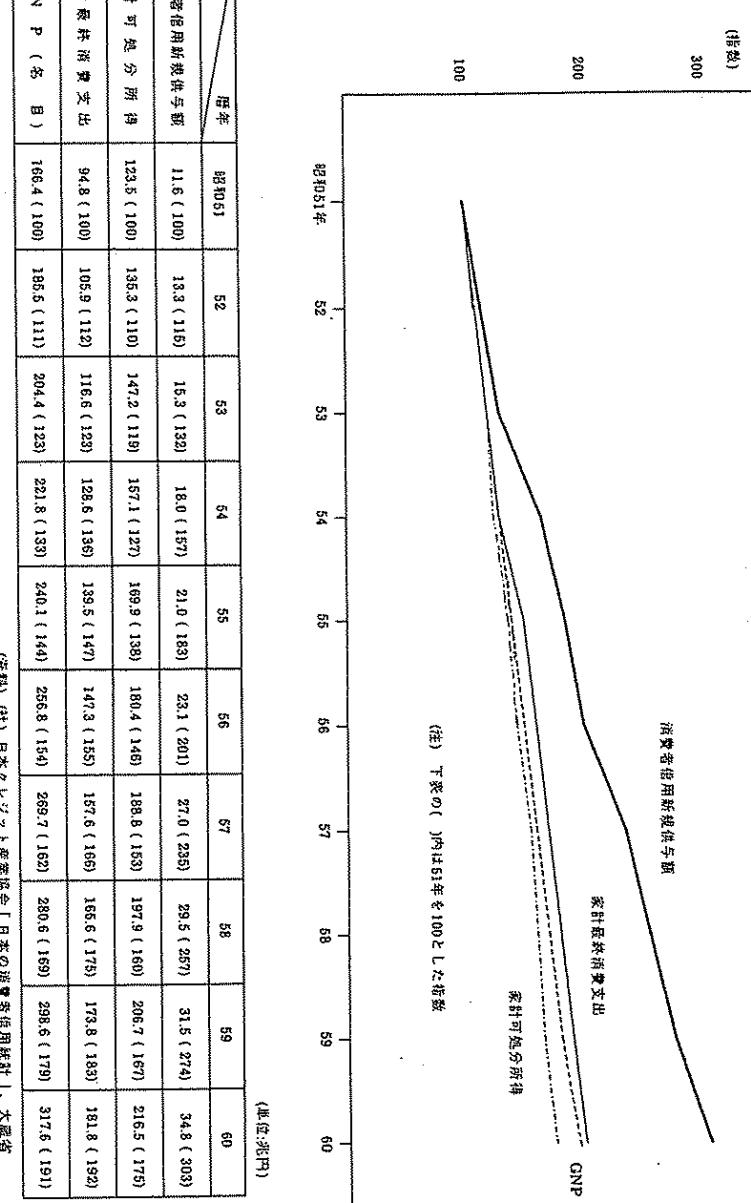
（注・社会的固定費は、「一般社会的固定費」（教育、交通、通信、光熱、水道、家賃、地代、保険医療）と「非消費支出」（住宅ローン）からなるといわれる。社会的固定費の概念と数値は江口英一氏、橋本和孝氏の説明による（前掲「ナラ金・クレジット問題の構造」8、9、16頁）。

資料10 金融機関以外の消費者信用を利用する理由

(行・列数 %)

業種区分	全 体	都 市 銀 行	長 期 借 用 銀 行	信 托 銀 行	在 日 外 銀 行	地 方 銀 行	相 互 銀 行	信 用 金 融	信 用 組 合	労 動 金 融	大 都 市 圈	そ の 他
消費者が金融機関以外から消費者金融を受けている理由												
回答数	475	13	2	7	9	64	69	199	102	10	146	308
審査基準が厳しい	136	5	1	2	3	20	15	53	29	8	43	89
審査は厳しいと受けとられている	400	9	1	5	6	54	61	175	84	5	118	262
審査に時間がかかる	387	12	2	6	9	57	61	156	78	6	127	240
審査時間が限られている	167	4	1	3	1	15	18	85	36	4	49	115
審査日が限られている	43	1	—	1	—	7	5	23	5	1	12	23
数日単位の借入れができない	75	3	—	—	2	4	11	16	25	13	4	26
金融機関以外では他人に知られない	130	3	—	—	1	3	12	21	49	37	4	37
そ の 他	50	2	—	—	1	1	14	5	15	11	1	15
消費者が金融機関以外から消費者金融を受けている理由（構成比）												
回答数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
審査基準が厳しい	28.6	38.5	50.0	28.6	33.3	31.3	21.7	26.6	28.4	80.0	28.5	28.9
審査は厳しいと受けとられている	84.2	69.2	71.4	66.7	84.4	88.4	87.9	82.4	50.0	80.8	85.1	85.1
審査に時間がかかる	81.5	92.3	100.0	85.7	100.0	89.1	88.4	78.4	76.5	60.0	87.0	77.9
審査時間が限られている	35.2	30.8	50.0	42.9	11.1	23.4	26.1	42.7	35.3	40.0	33.6	37.3
審査日が限られている	9.1	7.7	—	14.3	—	10.9	7.2	11.6	4.9	10.0	8.2	9.4
数日単位の借入れができない	15.8	23.1	—	28.6	44.4	17.2	23.2	12.6	12.7	10.0	17.8	14.3
金融機関以外では他人に知られない	27.4	23.1	—	14.3	33.3	18.3	30.4	24.6	36.3	40.0	25.3	27.9
そ の 他	10.5	15.4	—	14.3	11.1	21.9	7.2	7.5	10.8	10.0	10.3	10.7

資料11 消費者信用新規供与額、家計可処分所得及び家計最終消費支出の推移



5 消費者被害の必然性

消費者信用の供与を受けた利用者が支払い不能の状況に至るいとや「消費者被害」と呼ぶことに批判がないわけではない。

消費者市場は将来性のある市場であつて、従来消費者信用が大きく拡大してきた経過を見れば、今後も相当の伸びが期待されるとの観点もある。

しかし、消費者信用の中で大きな伸びを上めてきた消費者ローンの利用者の多くはすでに述べたとおり、低金利の融資を受けたくても受けられない低所得者層であり、これらの者は低利融資を利用したくても「これができないために、高利であつても簡単に貸してくれる消費者金融業者や信販業者などに赴くのである。収入のない者が異常に高利な金融を受けるという自殺行為的な、いわゆるサラ金・クレジット破産と同じ消費者像がそこにある、消費者ローンを支えて伸ばしてくる。消費者破産は決して例外的なものではなく、消費者信用を支える多数の消費者はサラ金・クレジット破産者の予備軍といつてもよい。消費者信用を支える消費者の多数の者は、将来に向かって有効かつ建設的な借金ではなく、生活費の不足を補う後向きの借金をしてくる実情が前述してきたとおり明らかである。

消費者信用供与者側は、消費者市場を有望な市場として右の消費者より高利で多額の利益を上げてしまっている経緯があり、今後もその方向で利益拡大への意欲努力がなされようが、他方、業界の利益の下で低所得者層に属する利用者に必然的に一定数の支払い不能者がでることが明らかであり、消費者信用のこの構造を鳥瞰するとも、消費者破産者の家族などを巻きこんだ惨状を被害と呼ぶよりも不當とはいえないであらう。消費者信用市場を支え、これを伸ばしている消費者信用利用者の実態は以上のようなものであり、このような消費者信用の利用実態を直視して、初めて消費者信用の適正なあり方を求めることができるところである。

かりに消費者信用利用の実態を無視した施策がとられるならば、社会的不公平と悲惨な消費者被害を多発させ、消費者信用の破綻を来たすことは必然である。

二 破綻していく利用者達

1 破綻へのプロセス

前述したように、消費者信用市場への信用供与額は、今後ますます増大することが予想されるのであるが、消費者はそれに対応して供与された信用手段を自由かつ合理的判断のもとに選択しうるものではない。消費者信用供与者側が利益を拡大する一方で、必ず一定数の支払い不能者を生み出していくことになるのである。そこで、消費者信用を利用した消費者が支払不能な額の負債を抱え破綻して行くプロセスを、クレジットによる債務、サラ金による債務の二つの典型的なケースの実例をあげて検討してみよう。

(一) クレジット問題

高度大衆消費社会といわれる現在、ほとんどの家庭に必要な生活必需品は既に普及している。生産者企業は消費者に新たに商品を購入させるためには、マスコミ宣伝等によって、消費者に不要不急の商品を購入させる衝動を起こさせるか、強引なセールスによって購入の意思決定をさせなければならない。勤労者所得の伸び悩みの状況で、消費者の可処分所得は小さい。そこに、クレジットという消費者信用が介在することによつて、可処分所得を超える商品購入が可能となるが、このクレジットの介在によって、さまざまに深刻な問題を引き起こしている（後掲、A女の場合はその一つの典型例）。

クレジット契約に関するトラブルが最も多発しているのは、クレジット契約が訪問販売による商品や役務の購入のためになされた場合である。

通行中の若者に声をかけ、喫茶店や営業所に連れていき、化粧品や、健康食品・ショッピング会員権などの

を買わせる、いわゆるキャッチセールス、販売目的を隠して電話で巧みに未成年者等を喫茶店等に呼び出し、高価な英会話教材等を売り付けるアボイントメントセールス、「海外旅行に安く行ける」と英会話教材や、「保健所の方から家族計画の指導に来た」と衛生用品を売り付けるなど、消費者の錯誤を期待した詐欺的な売り方、その他消费者的恐怖感を利用して脅迫的な売り方や一度に大量の商品を売り付ける商道徳に外れた売り方など、これまで様々な訪問販売がらみのクレジットトラブルが発生している。

クレジットトラブルは、訪問販売と結びつく場合に限らず、コーキ出版事件に代表される名義貸をめぐるトラブル、販売店に代金を支払ったのに信販会社から請求を受ける二重払いのトラブル、またリトグラフマルチやベルギーダイヤモンドで問題となつたマルチまがい商法にクレジットが結びついたケースなど社会問題化したものも多い。

これらのトラブルの大半は販売業者の無理な販売拡張、信販会社の安易かつ過剰な融資に帰因するものであるが、重要なことは、このようなトラブルの最大の原因が、クレジット取引の仕組そのものに内在しているということである。クレジット契約（立替払契約）という商品ないし役務購入契約とは別の独立した信販会社相手の契約を、消費者は信販会社と直接接觸することなく販売店やそのセールスマニに指示されて締結することからトラブルが多発しているのである。

右に見たようなクレジット契約締結の現場においては、消費者は、自由な意志による自由な選択をなしていないとは、到底いえない。消費者信用を考えるにあたつて、さらに考慮しなければいけないのは、右に述べたようなクレジットによる販売信用に基づく債務が消費者が多額・多重債務を抱える一つの契機となつていることが多いということである（後述「多額・多重債務者の生活実態参照」）。

(二)

サラ金問題

消費者ローンの利用者の多くは低所得者層であり、低利の融資を利用したくてもできない者である。彼らは、高利の業者からしか借りられないからといって借入れを中止することはできない。特に少額、短期の借入れの場合には借入者の金利の負担感が小さく、高利であっても比較的の安易に借入をしがちである。

われわれ弁護士が多額・多重債務者の相談現場で遭遇する事例はこのようなものばかりである。さらに安易に借入れを行った結果、その支払に追われ、返済のために新たな借入れを起こし、その返済のためにさらに借り入れなければならない。高利の貸付けは容易にこのような状態を産み、負債は雪ダルマ式に膨らむ。こういう事例はわれわれ消費者問題に携わる弁護士は日常茶飯事に遭遇するものである。勤勉でまじめに生活してきた者程このような状態に陥りやすい。借りた金は返さなければならぬという義務感にまじめに借り入れなければならなくなる。それに業者の厳しい取り立てが加わると、債務者は、他人の名義を勝手に使用したり、健康保険証を偽造したりしてまで、新たな借入れによる返済を行い負債を増やすことになる。

確かに、このような状態に陥るものは数字的に少数かもしれない。しかし、消費者信用の問題の中で、金利を考える場合、つねに考慮を怠つてはならない問題である。高利はあらゆる消費者が多額・多重債務者になつてしまふ契機を常にはらんでいるからである（後掲B男の場合は一つの典型例である）。

消費者信用を考える場合には常にこういう弱者としての消費者保護の観点がないがしろにされることがあつてはならない。社会的弱者としての消費者の保護を忘れて業者の採算のみから金利が決定される限りは、多額多重債務に陥る消費者がますます増大していくことは必至である。

2

破綻したA女の場合

- ① 昭和四〇年六月生、女性、当時二〇歳、看護婦見習、月収五ないし六万円
- ② 性格は引っ込み思案で、地味、まじめなおとなしい女性
- ③ 昭和六〇年八月、H市を中心とした商店街に買い物に行き、M呉服店の販売員に「アンケートに協力してくれ」といわれ断わるが、しつこく誘うのでしかたなく答えると「ここ三點の着物のうちどれが好きか」といわれる。一点を選ぶと、それを買うように勧める。生活が大変でとてもこのような高価なものは買えないといと断わるが、小額の支払ですむからとか、友人の結婚式に着て行くのにいい、これくらいのものはだれでも持つているなどと誘われ、つい自分にも買えるような気がしてきて、購入の約束をする。
- ④ その日以降、M店の営業員から、しつこく電話がかかるようになる。特別の買い物がある、展示会にきてくれ、うちの主催するパーティにきてくれなどなど。その度にしつこく新しい着物や装飾品を勧められる。
- ⑤ そんなに買つても支払えないと断わると、営業員が二、三人で取り囲んで、その時は信販会社と交渉して、あなたのできる範囲で支払えるように支払方法を変更してやる、まかしておけ等言って、了承するまで帰さない。また、月々の信販会社への支払をM店を持ってこさせて、その度に新しい商品を勧める。
- ⑥ あまりのしつこさに、喧嘩して泣いて帰つこともあるが、そのうち自分の注文した記憶のない、受け取つていない商品の代金請求までが信販会社から来るようになる。母親が、M店に、娘に支払える金額ではないから、解約してくれと嘆願に行くと解約しましょうと言つておきながら、実行せず、相変わらず本人には熱ような商品購入の勧説を繰り返す。
- ⑦ このような経過で一年後には、M店関連の信販会社に対する負債だけで合計八〇〇万円（四社合計）近

くに上った。本人は、その間必死に支払を続けるが到底支払いきれるものでなく、心痛から胃潰瘍、自律神経失調症になる。

⑧ その後、弁護士に相談し、自己破産手続を進める一方、小さな企業の事務員としてまじめに働いている。なお、M店は、人口一〇〇万人を超えるH市で呉服業界最大の売上を誇り、市内の二等地に呉服店、装飾品店を相当軒数有するグループ企業である。

3 破綻したB男の場合

- ① 昭和六年一〇月生、男性。昭和五一年二月から同五九年五月まで自動車販売業を自営するが、倒産。昭和六〇年一月から運送会社に勤務する。
- ② 昭和七年九月生の妻と、昭和四八年三月生の長男との三人家族。
- ③ 昭和四四年から同五一年まで、自動車販売会社に勤務した後退職し、昭和五一年一月から〇市郊外の国道沿三三〇平方メートル程の土地を借りて、中古車販売業を始める。

当初は、近辺の国道沿に同業者が少なかつたためもあって、営業成績は順調に伸び、昭和五四年頃には従業員も三人雇えるようになつた。昭和五六六年八月には住宅ローンを一、〇〇〇万円借り入れ、店舗の近くの住宅地の建売住宅を購入して、それまでの借家から転居する。

④ しかし、昭和五八年頃になると、近隣に大手の自動車販売会社が進出し、多数店舗が乱立するようになって、同氏の店の売上は激減するようになる。

運転資金が不足し、国民金融公庫より金六〇〇万円を借り入れ、営業状態の好転を期すが、大手業者にはたち打ちできないまま、銀行や信用金庫からも數百万単位で運転資金を借り入れるようになる。売上が伸びない状態の中での、売掛債権の支払いのために受け取った手形が数件不渡りになり、借入金の返済や買

掛け金の支払いに追われるが、もはや、公的機関や銀行からは借り入れが受けられない状態であった。そのため、やむを得ず利息の高いことを承知で信販会社やサラ金業者から運転資金を借り入れるようになるが、それらの返済のためにまた他から借り入れなければならない状態となり、負債は膨らむばかりとなる。

⑤ 結局、経営を好転させることができないまま、昭和五九年二月に販売店は不渡りを出して倒産するが、負債総額は三、二〇〇万円まで膨らんでいた。

不動産も処分し、弁護士に破産手続を依頼して、免責までもらつて、現在は運送会社の配達の仕事に従事しているが、弁護士が、昭和五八年、五九年頃の不渡りを出す以前に、好転の見込みのない仕事をやめることができなかつたのかと尋ねるに、なんとか持ち直せる、持ち直してみせると思えばかりで、クレジットやサラ金をたよるようになりました。月々の返済に追われるが、別の信販会社やサラ金を訪ねると貸してもらえるので、その日を凌げば何とかなるのではないかと思うばかりで、先の事を冷静に考えられる状態ではありませんでしたと述懐している。

4 破綻者の生活実態

(一) 一九八〇年代に入つてからの消費者信用の推移を見ると、昭和五八年から五九年にかけて貸金業を含む消費者ローンの伸びの鎮静化が見られる反面、信販会社による金銭信用の拡大が目立つていて。特に六〇年には、消費者信用の中で販売と金融が逆転し、両者の合計に對して前者の割合が四八・七%となり、後者は五一・三%となつていて。消費者信用の病理面からとらえると、昭和五八年一一月のいわゆるサラ金二法の制定による法規制が一定の効果をみせた反面、販売信用、金銭信用を含むクレジットや住宅ローンなどがサラ金にからむ債務の複合・多重・多額化を進行させることになつた。

以下は、國民生活センターが昭和六〇年に全国のサラ金相談者一、三一一人を対象に行なつたサラ金債務

資料12 借入件数の実態（1人当たり）

		全 体	1～2件	3～4件	5～7件	8～9件	10～14件	15～19件	20～29件	30～39件	40～49件	50件以上	無回答	1人平均
全 体 平 均		人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	件
最借 初 の入 サ時 ラ 金期	～ 50年	101	2.0	6.9	8.9	5.9	19.8	10.9	19.8	13.9	1.0	5.9	5.0	19.2
	51～54年	289	4.5	6.9	17.3	9.3	18.7	15.9	13.8	5.9	1.0	2.1	4.5	14.4
	55～58年10月	766	4.4	9.3	23.1	12.5	21.7	11.5	9.8	3.1	0.7	0.4	3.5	11.4
	58年11月～	123	14.6	19.5	30.1	7.3	11.4	4.9	3.3	1.6	0.0	2.4	4.9	8.8
年 齢	20～24歳	38	13.2	23.7	23.7	18.4	10.5	5.3	5.3	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1
	25～29歳	100	5.0	19.0	28.0	2.0	21.0	11.0	5.0	4.0	0.0	0.0	5.0	9.5
	30～34歳	144	5.6	13.2	22.9	9.0	24.3	9.0	8.3	2.8	0.0	2.1	2.8	11.5
	35～39歳	215	6.5	7.4	20.5	14.9	21.9	12.1	7.9	5.1	0.5	0.5	2.8	11.6
	40～44歳	206	5.3	9.2	21.8	11.7	22.8	7.8	12.1	4.4	1.5	1.0	2.4	12.5
	45～49歳	212	2.4	6.6	22.6	10.4	18.9	12.3	13.2	5.7	0.9	1.9	5.2	13.6
	50～54歳	177	8.5	6.8	19.8	7.9	17.5	13.6	12.4	4.5	0.6	2.8	5.6	13.8
	55～59歳	122	2.5	7.4	13.9	12.3	13.1	15.6	17.2	5.7	0.8	3.3	8.2	15.2
	60歳～	80	5.4	6.3	17.5	12.5	17.5	18.8	10.0	3.8	1.3	0.0	7.5	12.6

出所 「債務者調査」

資料13 相談時の借入総額

		全 体	1 9 万円	10 29 万円	30 49 万円	50 99 万円	100 299 万円	300 499 万円	500 999 万円	1000 1999 万円	2000 2999 万円	3000 万円	不 明	1平 均 借 入 当 たり 額	最 金 1平 均 初 借 入 の入 当 たり 額
全 体 平 均		人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	万円	万円	
性 別	男 性	865	0.1	0.7	1.3	4.2	37.2	27.7	18.0	4.2	1.3	0.6	4.7	417.9	33.1
	女 性	438	0.2	3.9	2.3	7.3	39.7	21.0	15.1	2.5	2.1	0.9	5.0	402.9	27.8
最 初 の入 サ 金 借 業	雇 用 者	845	0.1	1.4	1.4	5.1	39.3	25.6	17.9	3.7	1.2	0.7	3.7	410.3	30.7
	自 営 業	260	0.4	2.3	2.3	4.2	32.7	26.2	17.3	5.0	3.5	1.2	5.0	496.0	28.6
	内 サ 金 借 業	44	0.0	2.3	4.5	9.1	29.5	29.5	11.4	6.8	2.3	0.0	4.5	402.0	16.5
	主 婦 専 業	100	0.0	2.0	1.0	7.0	43.0	27.0	15.0	1.0	0.0	0.0	4.0	301.4	27.9
	無 職	27	0.0	0.0	0.0	7.4	55.6	22.2	14.8	0.0	0.0	0.0	0.0	297.1	26.7

出所 「債務者調査」

の実態調査のデータ（以下「債務者調査」という）から多額・多重債務者の生活実態を把握しようとするものである（データは昭和六二年一〇月一五日国民生活センター発行「サラ金・クレジット問題の構造」による。）。

(1) 多額・多重債務者の状況

「債務者調査」によると、平均借入件数は、一二・四件で「五ないし七件」という層と「一〇ないし四件」という層が多い。借入時期が古いほど件数も増える傾向にあるが、最初の借入時期が相談時までに二年以内の者でも平均八・八件の借入をしており、多重債務の進展を伺わせる。

借入総額の平均は、四一三万一〇〇〇円であり、借入総額が一〇〇万円未満の者は一〇〇%未満である。最初の借入額は、平均で三二万三〇〇〇円であり、それが相談時には一二・一二倍に膨れ上がり、債務が雪ダルマ式に多額化している。

年令別の特徴では、五〇歳代前半まで年齢が高くなるにつれ借入総額が増える傾向がある。女性よりも男性の方が平均借入総額が大きい。全体的傾向として、件数が増えると金額が増えるという多重債務と多額債務の相關性が見られる。

(口)

家族構成・世帯収入

債務者の家族形態の上での特徴としては、夫婦十子供という一世代家族の形態が圧倒的に多く、四三・五%を占める。次いで、債務者のみの単身者が一割強ある。また女性の債務者の一四・二%が債務者十子供つまり母子家庭という結果となっている。

平均的世帯年収は三六五万九〇〇円であり、これは全国勤労者世帯の平均年収よりもかなり低い。世帯年収別で見ると一〇〇万円未満五・四%、一〇〇万円台一〇・六%、一一〇万円台一九・〇%、三〇〇万円台二一・三%、四〇〇万円台二三・三%でそれ以上の層は一〇%に満たない。「債務者調査」の債務者世帯は、かなり低所得層であるといえよう。

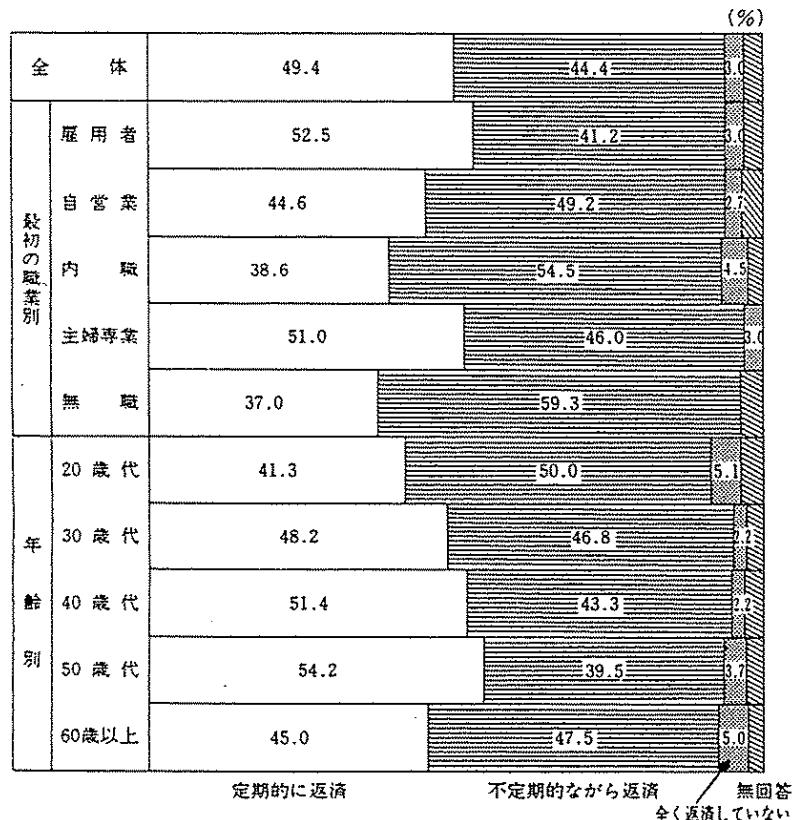
(イ) 最初の借入使途

最も多いのは「生活費」であり、次いで「借金、掛け買払い」「営業運転資金」「交際費」「ギャンブル資金」という順になる。職業別に見ると、雇用者では「生活費」「交際費」「ギャンブル資金」「借金、掛け買払い」が目立っているのに対し、自営業の場合「営業運転資金」が非常に多い。

		全 体	最初のサラ金平均借入額	全 体	最初のサラ金借入使途上位5位 (複数回答) (%)					
		全 体	% 100.0	万円 31.3	100.0% (1311)	生 活 費 (27.6)	借 金、掛 け買 払い (16.1)	営 業 運 転 資 金 (15.8)	交 際 費 (12.5)	ギャンブ ル資 金 (12.4)
性 別	男 性		33.1	100.0 (865)	生 活 費 (20.3)	ギャンブ ル資 金 (18.2)	営 業 運 転 資 金 (16.8)	交 際 費 (16.1)	信 金・掛 け買 払い (15.7)	
	女 性		27.8	100.0 (438)	生 活 費 (42.0)	借 金、掛 け買 払い (16.9)	そ の 他 (14.8)	営 業 運 転 資 金 (13.9)	療 养 費 (12.3)	
最初のサラ金借入時の職業	雇 用 者	64.5	30.7	100.0 (845)	生 活 費 (25.6)	交 際 費 (17.8)	ギャンブ ル資 金 (17.5)	借 金・掛 け買 払い (16.3)	そ の 他 (13.1)	
	自 営 業	19.8	38.6	100.0 (260)	営 業 運 転 資 金 (62.3)	生 活 費 (17.7)	借 金・掛 け買 払い (16.2)	保 証 人 返 済 費 用 (6.9)		
	内 職	3.4	16.5	100.0 (44)	生 活 費 (47.7)	借 金・掛 け買 払い (20.5)	保 証 人 返 済 費 用 (15.9)	住 宅 資 金・ ロ ン 代 (13.6)	疗 养 費 (11.4)	當 業 運 転 資 金 (11.4)
	主婦専業	7.6	27.9	100.0 (100)	生 活 費 (59.0)	疗 养 費 (16.0)	そ の 他 (15.0)	借 金・掛 け買 払い (12.0)	保 証 人 返 済 費 用 (3.0)	
	無 職	2.1	26.7	100.0 (27)	生 活 費 (51.9)	借 金・掛 け買 払い (25.9)	保 証 人 返 済 費 用 (14.8)	疗 养 費 (14.8)	そ の 他 (11.1)	
	学 生	0.3	12.8	100.0 (4)	そ の 他 (37.5)	ギャンブ ル資 金 (25.0)	交 際 費 (12.5)	旅 行 費 用 (12.5)	生 活 費 (12.5)	不 明 (12.5)
	不 明	0.3	7.5	100.0 (4)						

出所 「債務者調査」

資料15 相談時の返済状況



出所 「債務者調査」

(二) 返済状況・返済額

全体として返済を行っていた者は九三・八%に達している。したがって大部分の者が返済を行っていたのであり、そのうち定期的に返済を行っていた者も半数弱に達する。まったく返済せずに放置したから借入額が膨れ上がったとは、直ちにいえないわけである。

返済額は、「定期的に返済」「不定期ながら返済」を含めて、月平均一五万五八〇〇円である。これは平均月収の約五一%に達しており、収入が税込みであることからすれば、借金が生活費に回されていることがわかる。月返済額で多いのは「一〇万ないし一五万円」と「五万ないし一〇万円未満」であり、「月五万円未満は全体の一〇%に満たない。これに比べ、月「二〇万円ないし三〇万円未満」一五・八%、「三〇万円以上」一〇・七%と債務者の返済額は著しく高額となっている。

資料16 本人の職業の変化

(単位：%)

		現在の職業							
		全 体		雇用者	自営業	内 職	主婦業	無 職	学生・不 明
初借り められた サラ金を 返す時 の職業	全 用 体	100.0(1,311)	100.0	64.6	12.4	4.0	5.8	9.8	1.6
	雇 用 者	64.5(845)	100.0	82.4	3.2	1.8	1.9	9.1	1.1
	自 営 業	19.8(260)	100.0	33.5	50.0	2.7	0.4	10.4	1.9
	内 職	3.4(44)	100.0	15.9	2.3	50.0	15.9	9.1	4.5
	主 婦 専 業	7.6(100)	100.0	29.0	3.0	7.0	48.0	8.0	—
	無 職	2.1(27)	100.0	48.1	—	7.4	3.7	33.3	3.7
	学 生 ・ 不 明	0.6(8)	100.0	50.0	—	—	—	—	50.0

出所 「債務者調査」

資料17 生活困難の状況

(M. A., %)

		全 体	離 婚	別 居	職 場 変 更	住 居 変 更	蒸 発	入 院	離 職	倒 産	家 族 就 業	其 他	無回答
全 体		100.0 (1,311)	14.1	9.8	28.3	22.4	6.9	13.0	14.0	10.2	20.7	5.7	25.3
性 別	男 性	100.0 (845)	12.4	9.8	30.2	23.4	6.6	12.5	15.1	11.9	25.2	6.4	22.8
	女 性	100.0 (438)	17.4	9.6	24.7	20.3	7.3	14.2	11.2	6.4	11.4	4.3	30.6
職 業 別	雇 用 者	100.0 (845)	13.7	9.8	31.7	21.5	6.7	12.9	15.5	3.9	20.9	5.4	26.7
	自 営 業	100.0 (260)	15.4	8.5	23.8	28.1	6.5	15.8	16.2	36.9	23.1	6.5	15.0
	内 職	100.0 (44)	9.1	9.1	29.5	15.9	2.3	13.6	4.5	6.8	18.2	6.8	25.0
	主 婦 専 業	100.0 (100)	18.0	11.0	17.0	20.0	9.0	9.0	5.0	1.0	14.0	6.0	35.0
	無 職	100.0 (27)	3.7	11.1	11.1	14.8	7.4	14.8	3.7	—	33.3	7.4	22.2
	学 生 ・ 不 明	100.0 (8)	25.0	25.0	50.0	50.0	37.5	12.5	—	—	12.5	12.5	—

出所 「債務者調査」

(ホ) 職業・生活状況の変化

初めてサラ金を借りた時の職業と調査時点での職業の変化を見ると、全体的な特徴として「雇用者」「内職」「無職」「学生・不明」が増え、「自営業」と「専業主婦」が減少している。「雇用者」の九・一%が「無職」となり、「自営業」では「自営業」に止どまっている者は五〇%に過ぎない。三三・五%の者は「雇用者」に移動している。

生活状況については、「無回答」を除く七四・七%の者が何等かの生活に変化が生じている。「職場変更」「住居変更」「家族就業」が三大生活困難といえるが、「離婚」「入院」「別居」等の数字も一〇%前後という高率である。自営業者では「倒産」三六・九%と非常に多くなっている。

(二) 以上の分析は、相談者の債務のうちサラ金債務についてのものである。相談者は、他に複合的に信販会社からの金銭信用利用、販売信用利用があり、また、住宅ローンを利用している者が多い。サラ金を利用する以前に、金銭信用、販売信用を利用していたものは全体の七六・九七%に上り、いわゆるクレジットが引き金となつてサラ金を利用することになるというパターンが見られる。相談者のうち、住宅ローンを利用しているのは約四分の一であるが、この住宅ローン利用者の、サラ金からの平均借入総額は四八三万七〇〇〇円とサラ金債務者全体より約七〇万円多く、また、金銭信用、販売信用の平均借入総額は二七〇万七〇〇〇円である。住宅ローン利用者を見ると、住宅ローン利用に始まり、サラ金、金銭及び販売信用と多額・多重債務化現象はより強く現れていると言えよう。

相談者全体のサラ金平均借入総額四一三万一〇〇〇円にせよ、住宅ローン利用者のサラ金平均借入総額四八三万七〇〇〇円にせよ、もはや、通常の勤労所帯で返済しうる金額をはるかに超えている。右金額を五年で返済しようとすれば、金利が年二〇%として月額一三万円ないし一五万円を返済しなければならないことになるからである。相談者は他に住宅ローンや金銭信用、販売信用による多額の債務を負っているのであり、それらを考慮に入れると到底返済不可能な状況である。このような多額の債務を負うにいたる最大の原因は、業者の年四〇ないし五〇%にもなる高金利であることは疑いの余地がない。

家計可処分所得は、昭和五一年を一〇〇として昭和六〇年には一七五にまでしか伸びていないのに比し、消費者信用新規供与額は三〇三にまでの伸びを示している（資料11）。消費者信用残高の推移では、昭和五一年に八兆二三七二億円であったものが、昭和六〇年には二七兆八七五三億円となっている（資料2）。家計可処分所得の急激な伸びは期待できる情勢はない。今後、消費者信用市場への供与額が増大し、消費者の利用がそれに対応して増加していくば、家計可処分所得と消費者信用供与との隔たりはますます拡大していくこと

くことは必至である。そうなれば、ここでみたような消費者信用の病理現象の拡大、すなわち、多額・多重の債務を抱え破産に至る消費者の急激な増加の恐れは極めて高いといわなければならない。

(三) 現に、破産の申立件数の推移を見ると、昭和五三年以降急激に増加しており、昭和五九年には二万六三八四件に達している。その後減少傾向を示しているとはいいうものの、減少率は穏やかであり極めて高水準のまま推移している（資料18）。また支払いの滞った消費者数の目安ともいべき全国簡易裁判所の訴訟新受事件のうち立替金請求に関するもの及び督促事件（支払命令申立）件数の推移についても資料19のとおり著しく増加している。右資料以後の督促事件件数の推移は、昭和六〇年が六六万九四三九件（うち立替金・求償金関係四一万三二三八件）、昭和六一年六三万四八八八件（同じく三九万八五三八件）であり、今後も更に増加することが予想されるのである（昭和六〇年、六一年の督促事件件数は最高裁事務総局監修、司法統計年報より引用）。

資料18 破産申立件数の推移

1969—1977年まで 1000件台			
1979年	2070件	うちサラ金関係16.7%	387件
1980年	2877件	うちサラ金関係14.7%	422件
1981年	3221件	うちサラ金関係31.4%	1011件
1982年	5031件	うちサラ金関係46.5%	2339件
1983年	17878件	うち自然人関係78.9%	14108件
1984年	26384件	うち自然人関係80.2%	21170件
1985年	16922件	うち自然人関係86.4%	14625件
1986年	13870件	うち自然人関係82.4%	11432件
1987年	13876件	うち自然人関係84.3%	11708件

出所：「破産事件の処理に関する実務上の諸問題」1985司法研修所編10頁以下「司法統計年報」最高裁事務総局より引用

資料19 民事第一審通常訴訟新受事件

全国簡易裁判所

区分	昭和55年	昭和56年	昭和57年	昭和58年	昭和59年
通常訴訟事件総数	75,522	88,248	125,696	174,221	219,112
金銭を目的とする訴え	64,796	77,471	114,685	162,618	208,019
立替金等	35,428 (46.9)	43,372 (49.1)	70,216 (55.9)	94,637 (54.3)	111,862 (51.1)
売買代金(含売掛代金)	13,531	13,686	14,968	16,799	18,423
貸金	13,520	18,327	26,438	45,886	71,812
その他	2,317	2,086	3,063	5,296	5,922
建物を目的とする訴え	4,294	4,264	4,571	5,196	5,376
土地を目的とする訴え	5,664	5,716	5,455	4,688	4,126
その他の訴え	768	797	885	1,719	1,591
督促事件	342,209	385,699	477,236	558,075	677,336

(注)1. 立替金等事件のほとんどがクレジット事件である。

2. 立替金等欄の括弧内の数字は全事件総数に占める割合である。

「信販関係事件に関する執務資料その2」昭和60年3月 最高裁事務総局

第三 金利の歴史と法律

一 利息制限の法律の理念

消費者信用における金利の法律による規制を考えるためには、沿革的にわが国においてどのような社会的背景のもとで、どのような趣旨で規制がなされてきたかという歴史的経過の検討を抜きにすることはできない。法が制定されるにはそれを必要とする時代背景（立法事実）があり、法によって一定の規制を加えるには、それを一定程度の方向に導こうとする理念（立法趣旨）が存在する。必ずしも一旦制定された法がその制定の理念に沿って適用され機能する場合ばかりではないが、いやしくも法律を見直すというからには、その法律が制定された時代背景と理念（立法趣旨）を想起し、現時点において依然として法として妥当なものであるか否かを検証した上で、改正の要否を決するという作業が必要である。

現在、消費者信用における金利規制の緩和を検討する動向があるが、このような動向が果たして金利規制法のかどうかを以下検討することとする。

わが国の金利規制の法律の沿革および現行の貸付金利規制の主な法律である利息制限法、出資法及び臨時金利調整法については次項以下検討を加えるが、これらを概括するとき、金利規制の法律の理念は、高利の重圧に苦しむ借主を高利貸の不当な搾取から保護しようというものであり、その理念に沿って運用され機能して現在に至っていることが明らかとなる。

二 わが国の利息制限の法律の沿革

わが国において、利息制限に関する法制がいつごろから始まられ、どのような沿革をたどったかについては、

森泉章著「判例利息制限法」(一粒社)の記述を援用させていただく。

「わが国において、利息制限に関する法制は、古く律令時代に定められた私出挙（私人間の利息付貸穀契約）を禁止している。律令の規定では、当時、借と呼ばれた使用貸借・賃貸借には利息の制限はなかつたが、利子附の消費貸借たる出挙には公出挙・私出挙の別なく法定利息が存在したといわれている。稻栗の出挙は契約期間一年と限られ、公出挙は利息年一割、私出挙年一〇割までとし、期限後の元本に利息を附しえず、また複利も許されなかつた。稻栗以外の動産の出挙は財物出挙と称され、私出挙にみられたが、これには稻栗出挙とは別の利息制限法が支配した。

中世においても、出挙は利錢出挙等の名によつて継承されたが、別に負物、借錢、借米等とも呼ばれた。利息制限についても、武家法は、公家法を踏襲し、建久二年の宣言では、弘仁の格にならない、利錢にあつては、最長期間一年にその元本の半額とし、その他の消費物については、六〇日毎に八分の一の利とし、これに違反した契約は無効とされた。室町幕府も当初この制に従つた。しかし、かように中世にも法定利息の制が存したもの、実際には高利を貪る者が多く、また、作替(つちがえ)と称する利子を本錢に加え書替を行なう税法行為もみられ、とくに中世末期徳政令が頻発されて、暴利が貪られ債権債務関係が極度の不安に陥つてからは、利息制限の法は完全に形骸化した。徳川幕府は、当初、金銀貸借の利息に関しては干渉しなかつたようであるが、暴利行為が現出するに従い利息に制限を加えざるをえなくなつた。ちなみに、元文元年九月の規定ではそれまでは年二割が最高利率で二割以上の訴を提起した場合には、年五分利計算をもつて算出した利息を限度にこれを受理することとしたが、それ以降は一割半を最高利率と定めている。さらに、天保二年には最高利率を一割三分とし、これを超過するものは利息債権全部を受理しないことにした。叙述のように、江戸時代の利息制限法は法定利率をこえるものは訴権を与えないという制度であつたが、この時代においても法を潜脱し高利を貪る者が横行したようである。

明治政府も最初は徳川幕府の利息制限法をそのまま踏襲したが、明治四年一月一八日太政官布告をもつて、「自今当事者双方示談の上利息を定め貸金証文に記載すべし」との令を発し、利息制限を撤廃し、自由放任主義の立場をとつた。しかし、明治六年太政官布告九二号においては、貸金証文中にたんに相当の利息または利息とのみ記し額が定めてない場合には、年六分の割で裁判すべきものとした。近代的法典としてのよそおいのもとに利息制限法が制定されたのは、明治一〇年九月一一日太政官布告第六六号の公布にかかる。すなわち、この日の太政官布告が「利息制限法左ノ通相定候条此旨布告候事」として五カ条を定めたことに始まる。それは「金錢ヲ貸付ケ暴利ヲ貪ル弊ヲ防止センガ為ニ」制定されたのである。徳川幕府における利息制限法の趣旨と同じく、消費信用の面における高利貸の不当収益を禁じ、経済的弱者を保護しようとするにあつた。これはまた、西欧中性における教会法の徵利禁止の思想と通ずるものがある。」

これが旧利息制限法であり、経済的弱者である借主を保護する目的で制定されたものである。この内容は、元金百円未満は年二割、元金百円以上千円未満は年一割五分、元金千円以上は年一割一分を制限利率とし、これを超過する分は裁判上無効とするものである。遅延利息については、裁判官が不当と斟酌するときに適宜減額できることになつていた。その後、大正八年に市場の金利低下を背景に右制限利率が改正され、元金百円未満は年一割五分、百円以上千円未満は年一割一分、千円以上は年一割となつた。この制限金利のまま終戦となつたが、戦後の貨幣価値の急騰、金利の上昇により、当時の国民経済生活に適合しなくなつたので、昭和二九年、旧利息制限法を廃し、現行の利息制限法制定となつたものである。

三 利息制限法

1 立法趣旨

現行の利息制限法は、昭和二九年に制定された。すべての金錢消費貸借に関する、借主保護の見地から高金利

を抑制するものである。規制の内容は、元本一〇万円未満は年二割、元本一〇万円以上一〇〇万円未満は年一割八分、元本一〇〇万円以上は年一割五分をそれぞれ利息の最高限とし、これを超える部分は無効とするものである。遅延利息については、その元本について定めた右の制限利息の一倍を超える部分を無効とするものである。

利息制限法の制限利率を超える利息や遅延利息は、民事上無効ということであり、刑事处罚の対象になるものではない。この点が出資法との大きな違いである。

現行の利息制限法の制限利率は、当時の銀行の貸付金利のすう勢を勘案して定められたもので、立法にあたっては、すべての消費貸借を通じる利息の最高限度という性格上、銀行の貸付金利よりかなり高く、さりとて貸金業者・質屋等の金利は異常に高くて到底容認できるものではないとして定められたものである。当時（昭和二九年）の全国銀行貸付金利は年九・〇〇%（昭和五〇年経済統計年報六三頁）、昭和二七年は九・一八%、昭和二八年は八・九七%（同上）であり、その後全国銀行貸付金利は一時これより高くなつたこともあるが、最近しばらくは低金利となつて（昭和六一年の経済統計年報によると、昭和六〇年は六・五七〇%、六一年は五・六一六%、六二年は五・〇四八%である）。従つてこの金利のすう勢から見る限り、現在、利息制限法の制限利率を引き上げるべき理由は全くなく、むしろ現行法制定時より市中金利が低下していることからすれば、制限利率の引き下げこそ検討されるべき現状にある。

高利貸が、債務者の窮状につけ込んで不当な利益を取得することは社会的にみて許されない。そのような行為を放任すれば、窮乏する借主はますます窮乏してしまうし、そのような状況の中から利益を得るというのは社会の正義感情が許さないということで、社会政策立法としての高利禁止法が制定されているのである。この趣旨での高利制限立法は、古今東西に存在するところである。問題は、どの程度の金利が、社会的にみて許さ

い。

右の観点から考察すれば、やはり利息制限法が、明治一〇年の旧利息制限法制定以来厳然として我国社会に存在し、金錢貸借の金利についての公序の内容といつてよい位置にあり、金錢貸借をめぐる紛争の最終的な解決指針として確固たる地位と支持を得てきたことが如実に示す通り、利息制限法の制限利率こそ、社会的にみて許される金利と許されない金利との分水嶺であることが明らかである。前述の通り、利息制限法の制限利率は、近代以前からの長い歴史的な沿革と、それゆえまたそれ自体、人が生活する上での社会的経済的合理性に十分裏付けられたものといってよく、現に法制定時の市中金利の実情をも考慮したものである。

借錢するかしないかの完全な自由を持つていたとすれば、利息制限法違反の高利を好んで借錢するものはほとんどないだろう。高利でも借錢するのは、「自由な選択」ではなく、そうせざるを得ない状況に追い込まれるからとみたほうが当つていよう。高利の借錢をする者は、通常は経済的弱者なのである。この実態の下で、利息制限法の制限利率を引き上げれば、困窮する者はますます困窮することになろう。貧窮者の増大は、どう見ても歴史の進歩とは思えない。むしろ、憲法第一五条第一項「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」などの規定からしても、経済的困窮者の増大を放置するのではなく、その防止を図ることこそ国の責務といわなければならない。市中金利が立法当時に比べて異常に高騰した誤ではなく、むしろ現行法制定時より低下しているのである。従つて利息制限法を見直すとすれば、制限金利の引き下げを検討すべき状況であり、逆に「引き上げ」などということは歴史の逆行であつて断じて許されないことである。

2 利息制限法の現代における意義

利息制限法は、金銭消費貸借の金利規制の基本法であり、経済的弱者たる借主保護の社会政策立法である。利息制限法違反の金利の約定では公正証書を作成することができず、また訴訟や調停の場でも全く通用しない。多重債務者の債務整理においては、立法趣旨どおり弱者救済のために活用されている。すなわち、弁護士が多額多重債務者の債務整理を行う場合は、利息制限法の制限利率に引き直して負債を確定し、それを基準に債務整理案を樹立するのが一般的である。利息制限法による引き直し計算の結果、負債額が零か或いは払い過ぎになつてゐる場合は、その貸主への弁済提案はないか或いは過払分を戻してもらうことにより、それを他の貸主への返済原資に組み入れている。債務整理を行つてゐる弁護士の感覚からすると、低金利経済の現在、その引き下げを検討するのであればともかく、引き上げということは実務感覚上、実情に合わないものといえよう。

財團法人日本クレジットカウンセリング協会が介入して行う債務整理においても、全国で行なわれてきたこの債務整理の実務の慣行を妥当なものとして、利息制限法の制限利率引き直し計算を行つた上での負債を基準とする整理を行つてゐる。

かくて、世の中の金銭消費貸借に関して利息制限法は現に中心に位置してゐる。現行の貸金業者が現実に行つてゐる金利の多くが、利息制限法違反の高利であることからして、「利息制限法は過去の遺物だ」という者がいるとすればそれは全くの誤りである。

法と実態の分離がある場合には、法がおかしいか実態がおかしいかを一応検討する必要があろう。

貸付金利について言えば、法と実態が完全に分離しているとは到底言えない。銀行等の金融機関は、利息制限法の制限金利以下で営業を行つてゐるのである。利息制限法を守つていないのは闇金融は論外として貸金業者ぐらいであつて、従つて、金銭消費貸借を業として行つてゐるうちの一部グループが法を守つていなかから

とて、直ちに、法の方に問題があるなどと言えないことは明らかである。むしろ「実態」の方に問題があると考えるべきである。

そもそも、利息制限法違反の高利で借錢するという行動自体、通常は経済合理性を欠いた行動である。それを敢えて借錢するというのであるから、経済観念に思い至らない人が借錢するか、或いは思い至つても当座のやむを得ざる必要の為借錢せざるを得ないから借錢しているというのが大部分であろう。借錢をした後、約定通りの高利を払つてゐるのは、払わなければ督促がくるし、また今後も貸してもらいたい（今後の借りというのも無知又は窮迫によるものなのであるが）と思つてゐるからである。消費者は、利息制限法違反の高利は払う必要がないということを知らないで払つてゐる人が大部分であろうし、例え知つていても、前述の理由により、払つてゐると考えられる。社会における法の役割は種々あるが、いざという時の規範になるというのは、法が法たる所以である。その規範があるからこそ、いざという時に至らない通常の状態においても、当事者の行動を抑制し、社会関係を弱肉強食の野蛮状態から救つてゐるのである。すなわち、利息制限法は、その存在により、いざという時に至らない通常の状態においても、貸主借錢間の力のバランスを保つ作用を果してゐるのである。この制限を緩めれば、貸主がより有利で強い立場に立つことになり、社会的公平と社会秩序維持の上で妥当とは到底考えられない。

四 出資法

1 立法趣意

利息制限法は高金利の民事上の効力を否定するだけであり、これだけでは高利取締は不十分なので、刑事罰による高利取締が要請された。そこで昭和二九年、出資法が制定され、同時期に成立した現行利息制限法と共に、車の両輪として、高利を規制することとなつた。制定当時の出資法の上限金利は年一〇九・五%（口率三

〇銭)であり、これを超える利息(遅延利息を含む)の約定・徵収をした貸主には刑事罰が課されることになった。上限金利を利息制限法よりかなり高く決定した理由について立法担当官は、「凡そ、利息を抑制するにつき、単一の限度を定め、適法不適法の一線を画することは、理想としては望ましいところであるが、かつての経済統制法令の失敗にかんがみ、はたまた、債務者保護のため譲ることのできない一線と現実に行われている金利とが余りにかけはなれている現状を考慮するならば、利息制限法案において裁判所に訴をもって請求し得べき利息の限度を画するとともに、別に刑罰法規によつて刑事上の処分をもつて臨むべき利息の限度を画することが、最も適切であり、かつ、実効を期待し得る措置と考えられるのである」(吉田昂「利息制限法案と出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律案との関係」財政經濟弘報四三六号四頁)と述べている。何故上限金利を日歩三〇銭にしたかについては、終戦後当時の庶民金融の金利は高く、「そもそも庶民金融における金利は、終戦後にわざに高騰し、昭和二年春頃月五分ないし八分、同年夏頃月一割ないし一割二分にのぼり、十一(十日一割)の高利を現出した。更に、昭和二三年には、十三(十日三割)という高利が出現するにいたり、逐にはきわめて稀な例ではあるが、一日一割という驚くべき高利すらも出現したといふ。その後、インフレの昂進が停止するに伴い、金利も漸次下降し、昭和二四年五月貸金業法の制定されるに及び、貸金業者の徵収し得べき金利の最高限度の行政的指導金利を日歩五十銭として、金利の引下げが行われたのであつた」(吉田昂「利息制限法解説」法曹時報六卷六号八八頁)という状況であつことや、金利の実態は仲々つかみにくく、金利を一律に固定することについての慎重論もあり、刑事制裁に關する利率は、高めに設定せざるを得ないということ等から決定されたものである。

利息制限法と出資法の制限金利が異なることから、いわゆるグレーゾーン(両制限金利の間の金利)が生まれ、今日に至つてゐる。

その後サラ金問題の発生に対する国会の対応として、昭和五八年、貸金業法が成立し、同時に貸金業者の行う金錢貸付についての上限金利を低下させる出資法の改正がなされた。この出資法一部改正による貸金業者の上限金利は、改正法施行後三年間は年七三%(日歩二〇銭)、その後は五四・七五%(日歩一五銭)、最終的には四〇・〇〇四%(日歩一〇銭九厘六毛)となるものであった(但し、四〇・〇〇四%となる時期は確定されていない)。上限金利の引き下げがなされたのは、従前の日歩三〇銭があまりに高いということで下げられたものであり、サラ金三悪(高金利、強硬取立、過剰融資)といわれた高金利を是正しようとしたものである。しかし新たな上限金利の設定にあたっては、貸金業者の大多數が利益を生み出して、営業でくる水準ということが考慮され、いきなり金利を引き下げるのではなく、七三%、五四・七五%という段階を踏んでいくことになつた。最終的な四〇・〇〇四%への引き下げ時期が明示されなかつたのは、消費者保護よりも貸金業者の經營を重視したからであつた。

2 高金利处罚の意義

そもそも高金利は政策的に見てよくなないと、不当であるという次元以上に、反社会的な犯罪行為である。それ故、刑事处罚をもつてこれを禁圧する必要があるのである。社会的にみて許されない高利とはどの水準をいうか。それは前述した通り、利息制限法の制限金利を超える場合である。従つて本来であれば、利息制限法違反の高利は、民事上無効であるのみならず、刑事处罚の対象とされるべきだという見解が十分成り立つ得る。しかし刑法の譲抑性と法の実効性の見地から、高利の横行という現実を踏まえ、出資法制定時においては、刑事处罚の対象を年一〇九・五%(日歩三〇銭)を超える高利に絞つたものである。間違つても誤解してはならないのは、利息制限法違反の金利は違法なのであって社会的に許されていしないということである。

かようにして利息制限法と出資法の上限金利とに差異があるのは、前述の経過によるものであり、利息制限

法の上限金利を引き上げる理由は全くないので、可能な限り出資法の上限金利を利息制限法の制限利率迄引き下げるべく努力するのが正しい高利取締の方向と言わねばならない。

五 臨時金利調整法

1 立法趣旨

金融政策における金利の重要性にかんがみ、政府が金融機関の金利をコントロールすることができるようになされたものである。この法律に基づき現在定められている銀行の貸出利率の上限（年一五%）は、利息制限法以下であるので問題は現実化していないが、もし、この法律に基づいて定められた貸出利率が利息制限法の制限利率を超えていた場合は、その超過部分はどうなるかが問題となりうる。臨時金利調整法は、金融政策上、金融機関の金利の最高限度を決めるものであつて、利息制限法は経済的弱者たる借主を保護する社会政策立法であり、その趣旨、目的がそれぞれ違うのであるから、重複して適用されることになり、されば利息制限法違反の高利部分は、民事上無効となることに変わりがない（同旨、香川保一「金利関係法令の問題点（上）」金融法務事情一巻四号）。

2 消費者信用におけるこの法の意義

前述のとおり、金利に関しては利息制限法が優先されるので、臨時金利調整法に基づく決定貸出金利は、利息制限法の制限利率内において決定される限りで意味を持つことになる。

利息制限法は、利息の最高限度を画するものであるから、この最高利率の範囲内でその時々におけるより適正な金利をきめるとすれば、この臨時金利調整法に基づく金利決定システムを活用するという余地がある。臨時金利調整法第一条一項の「金融機関」の中には、「その他……資金の融通を業とするものをいう」とあるのであるから、賃金業者も金融機関であり、だとすれば同法二条に基づく金利の決定として、賃金業者の貸付金

利の上限を定めることができる事になる。消費者信用が我が国経済において一定の重要な地位を占めているという認識であれば、臨時金利調整法に基づき、与信業者の貸付金利の最高限度を示し（勿論、前述の通り、利息制限法の制限利率内でなければ無意味である）、現行の高利の実態を速やかに改めるように努めるのも一方法であろう。

第四 逆行する規制緩和の動き

一 高金利を狙う動き

金利についての法的規制の現状としては、前述した通りであるが、このような金利の規制に対して、大蔵省は、「利息制限法、臨時金利調整法の金利規制が、一般金融機関の消費者信用市場への本格的な参入の制約になつてゐる可能性があり……消費者信用市場への自由な参入及び競争の促進を通じて、金利の低下を促すとの観点から、現行の金利規制について、検討を行なう必要がある」という形で、現行の金利規制のうち、利息制限法、臨時金利調整法について、規制を撤廃しようという動きを見せている。

この動きは、大蔵省が、昭和六一年二月に実施した金融機関の消費者信用への取組み状況等に関するアンケート調査を踏まえたものである。

すなわち、右アンケートの中の「消費者信用に取組むうえでの障害は何か」に関するもの（資料20）によると、金融機関のうち、都市銀行の六一・五%が「金利制限」をあげていて、同じアンケート中の「その障害となつてゐる金利制限とは何か」に関して、一二の回答のうち、一のが、「利息制限法」を、六が臨時金利調整法をあげているのである（資料21）。

そして、前述の動きは、金融機関全般が、従来の預貯金担保貸付から、消費者ローンに進出するにあたって、

現行の利息制限法等でなされていける金利規制を撤廃し、現行の規制金利を上廻る金利で営業を可能にせらるよべ
な素地を作らうとするものと想える。

これらの動きが合理的根拠を持たないことは、後述する通りであるが、その前段階で指摘しておかねばならぬ
ことわざ、これらの動きの根拠となつたであらう前述のアンケートの見方が著しく不正確である。いわゆる。

すなわち、前述の「消費者信用に取組むうえでの障害」にひいてのアンケートでは、その障害として、「金利
制限」をあげているのは金融機関全体で僅か六・五%で、八番目に位置しており、都市銀行を除く外の金融機関
の大多数は、金利制限を消費者信用市場に参入する上での妨げとは考えていないのである。

したがつて、前述した動きは、金融機関のうち、消費者ローンへの進出が遅れている都市銀行の意向を強く反
映したものであり、金融機関全体の意向を反映したものではないことを明確にしておく必要がある。

資料20 消費者信用に取組むうえでの障害

業 種 区 分	全 体	都 市 銀 行	長 期 信 用	信 用 銀 行	在 日 外 銀	地 方 銀 行	相 互 銀 行	信 用 金 庫	信 用 組 合	労 働 金 庫	大 都 市 圏	そ の 他	(単 位 %)
													(143)
消費者信用に取組むうえでの障害													(301)
回 答 数	(464)	(13)	(2)	(7)	(8)	(54)	(69)	(95)	(97)	(9)	(143)	(301)	
金 利 制 限	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
信 用 情 境 の 不 足	⑤ 6.5	② 61.5	-	-	-	⑦ 10.9	③ 11.6	④ 2.6	① 2.1	-	⑦ 12.6	⑨ 3.7	
ノウハウの不足	① 79.5	① 84.6	① 100.0	① 100.0	③ 50.0	① 92.2	① 66.7	① 80.0	① 77.3	① 100.0	① 79.0	① 78.4	
職員研修体制等の不備	② 52.8	④ 23.1	③ 50.0	② 71.4	① 87.5	③ 57.8	① 66.7	④ 45.6	② 54.6	③ 44.4	⑥ 53.1	⑧ 51.8	
資 産 の 儲 全 性	③ 22.0	⑥ 15.4	-	④ 14.3	⑤ 25.0	⑤ 21.9	③ 23.2	⑤ 22.6	③ 21.6	⑥ 22.2	④ 14.7	⑤ 25.6	
管理、回収事務の複雜	① 12.7	② 23.1	-	④ 14.3	-	③ 6.3	⑦ 11.6	① 14.9	⑦ 13.4	⑤ 11.1	⑨ 9.1	⑦ 14.6	
ト ラ ブ ル が 多 い、	③ 47.8	③ 53.8	① 100.0	② 71.4	② 62.5	③ 54.7	③ 55.1	④ 46.7	④ 33.0	② 77.8	② 62.9	④ 41.2	
行 (廉) 内 で の 取 組み 意 慮 の 不 足	② 5.2	-	-	-	-	④ 1.6	⑨ 2.9	⑧ 5.1	⑧ 10.3	⑤ 11.1	⑩ 4.2	⑧ 5.6	
経 営 方針の不明確	④ 47.2	⑥ 15.4	-	④ 14.3	⑥ 12.5	④ 35.9	④ 42.0	② 59.5	③ 47.4	④ 11.1	④ 36.4	② 52.8	
事 業 コス ト が 高 い	① 0.6	-	-	-	-	-	-	-	⑩ 3.1	-	-	① 1.0	
そ の 他	④ 19.4	⑥ 15.4	③ 50.0	④ 14.3	③ 50.0	⑥ 15.6	④ 21.7	⑥ 19.0	⑥ 19.6	⑤ 11.1	③ 21.7	⑥ 18.6	
	⑩ 2.2	⑨ 7.7	-	-	⑥ 12.5	-	⑩ 1.4	⑩ 1.0	⑨ 5.2	-	⑨ 4.9	⑩ 1.0	

(注) 1. () の数字は回答数

2. ○の数字は、順位

資料21 消費者信用と金利制限

業 種 区 分	全 体	都市銀行	長期借入			信託銀行	在日外銀	地方銀行	相互銀行	信用金庫	信用組合	労働金融	大都市圏	その 他	(行・面数、%)
			銀 行	信託銀行	在日外銀										
消費者信用を行うに当たり障害となつてゐる金利制限															
回答 数	204	12	2	5	4	39	39	72	28	3	74	123	40	123	123
臨時金利調整法	81	6	1	1	3	16	20	24	9	1	36	40	65	65	65
利息制限法	118	11	1	4	1	35	28	27	10	1	49	53	3	3	3
出業格方法書	5	—	—	—	—	2	1	1	1	—	2	2	—	—	—
その他	26	—	1	—	—	1	1	4	11	8	1	8	18	18	18
46	1	—	—	—	1	2	4	29	8	1	11	35	35	35	35
消費者信用を行つて当たり障害となつてゐる金利制限(構成比)															
回答 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
臨時金利調整法	39.7	50.0	50.0	20.0	75.0	41.0	51.3	33.3	32.1	33.3	48.6	32.5	—	—	—
利息制限法	57.8	91.7	50.0	80.0	25.0	69.7	71.8	37.5	35.7	33.3	66.2	52.8	—	—	—
出業格方法書	2.5	—	—	—	—	5.1	2.6	1.4	3.6	—	2.7	2.4	—	—	—
その他	12.7	—	50.0	—	—	2.6	10.3	15.3	28.6	33.3	10.8	14.6	—	—	—
	22.5	8.3	—	—	25.0	5.1	10.3	40.3	28.6	33.3	14.9	28.5	—	—	—

11 増利還のしくみ

前述した、金利規制現直しの動きの根柢となつたやあらトシケート中で、都市銀行の大一・五%が、「金利制限が消費者信用に取組むうえでの障害である」と答えた理由は、現行の制限金利内では、採算が合わないといひことにあるかと思われる。

せりや、いひやは、金融機関が、消費者信用に取組む際のロペーが、どの程度であり、採算の合う金利は、どの程度であるかについて考察する。

11)の点について、上田昭二教授は、金銀協の「全国銀行財務諸表分析」等の資料に基いて、次のよべり試算する(資料6表1)。

昭和六一年度の都市銀行が扱つた個人ローンの場合、預金債権利回り年四・六六%(表教)、人件費率年利

換算一・九五%(推定)、物件費率回〇・八四%(推定)、税金率〇・〇六%、以上の預金債券等原価は、合計

八・五一%となる。尚、人件費率は、都市銀行が扱う全ローンの平均の五倍、物件費率は一倍と見ていい。

上田教授は、右の預金債券等原価に個人ローン特有の貸倒率の年利換算一%を加えたもの、すなわち、一〇・五一%を総ロペー率としている。この数値からすれば、都市銀行は、利息制限法、臨時金利調整法の制限金利内で十分に利益をあげるといがである。すなわち、一〇・五一%の総ロペーに対し、実際の貸出利率は一一・五%(中間報告では、年一一・一%と云う)であるので、約二%の利益を計上することができる。

都市銀行が、扱う全ローンの平均では、それ自体を取り出せば、ロペー割れになつていることを考へれば、約三%の利益と云うのは銀行にとって大変な利益と言える(資料6表1)。前述した大蔵省の実施したアンケート中で、金融機関の殆どが、今後積極的に消費者信用に取り組んでこられた(資料22)とし、その理由として、一律に「収益性がよい」ことがあげてあるのは、正に、右のような理由に基づくものである。

資料422 金融機関の消費者信用への取組み状況等に関するアンケート調査（昭和61年2月）

① 消費者信用の今後の取組み方針

(行・列数、%)

企 業 区 分	全 体	都 市 銀 行	長 期 信 用 銀 行	信 托 銀 行	在 日 外 貸	地 方 銀 行	相 互 銀 行	信 用 金 融	使 用 組 合	券 券 金 融	大 都 市 圈	そ の 他
消費者信用の今後の取組み方針												
回 答 数	475	13	3	7	8	63	63	199	103	10	147	307
これまでも積極的今後もより積極的	224	10	-	5	-	33	42	85	39	10	66	146
これまででは不十分今後は積極的	235	3	1	2	1	30	25	113	60	-	70	136
これまででは積極的今後は消極的	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
これまででも不十分今後も消極的	16	-	2	-	-	7	-	2	1	4	-	11
消費者信用の今後の取組み方針(構成比)												
回 答 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
これまでも積極的今後もより積極的	47.2	76.9	-	71.4	-	52.4	60.9	42.7	37.9	100.0	44.9	47.6
これまででは不十分今後は積極的	49.5	23.1	33.3	28.6	12.5	47.6	36.2	56.8	58.3	-	47.6	50.8
これまででは積極的今後は消極的	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
これまででも不十分今後も消極的	3.4	-	-	66.7	-	87.5	-	2.9	0.5	3.9	-	7.5
												1.6

また、上田教授によれば、仮に戦後における預金債券利回りの最高年八・四〇%を基準とした場合でも、総コスト率は、一四・一一五%であり、制限金利内で利益をあげる」とは可能とされる。

因に、昭和六一年の日米の消費者ローン金利を比較すると、日本が年一三・五%に対し、米国が一四%である。小口定期預金金利は、日本が年二・三九%，米国が六・九一%である。すなわち、日本は米国に比べ資金調達コストがかなり低いにも拘らず、消費者ローンの金利にあまり差が見られない（資料6表2）。日本の銀行が儲けすぎているといわれる所以である。

ところで、近年利用者が増加してくる都市銀行のカードローンは、年率が九・八%ないし一・一%であるが、機械化によりコスト率の低下が図られていくものもあり、比較的利鞘の厚いドル箱商品といわれてゐる。そして、まだ、銀行系カード会社については、推定コストは一五%程度となり、実際の平均貸出利率一六%があれば、充分に採算がとれるものと考えられる（資料6表4）。

今後、個人ローンについては、信用情報の充実、機械化によりコスト率が下がると思われる。従つて、銀行等の一般金融機関は、現行の制限金利下で消費者信用市場に参入しても十分に採算がとれるばかりか、市場の拡大によって、大きな利益を産むことが可能である（資料23・24）。

下記の資料については、著作権上の問題により、HP掲載を控えさせていただきます。

資料 24 日本経済新聞 63・5・28

資料 23 日本経済新聞 63・2・15

2 「金利規制の見直し論」の一つに、利息制限法が昭和二十九年に改正されて以降、見直しがなされておらず、

他方、昭和二十九年から最近に至るまでの経済指標の変化をみて、「消費者物価指数は約五倍、所得水準は約一〇倍になっていることを挙げる」見方がある。

しかし、前述したとおり全国銀行貸付金利は低下しており、これをコスト面からみると、物価指数、所得水準の低かった昔は、現在と同じ金額を集めるためのコストは、現在と比較すれば数倍もかかっているのであって、現在は、比較的低いコストで金を集めていることを考えると、物価水準の動きをそのまま金額に反映させようとする前述の見方は正しくない。

三 資金の流れ

1 高利潤のしくみで明らかにしたとおり、資金調達コストが業者の営業におけるコストの大部分を占めている。従つて、低利の資金を求めるとともにその資金を増大せしめることが、消費者に対する貸付金利の低下をうながす一要因になると考えられる。

しかし、消費者信用の実態を分析すれば、消費者信用市場への過度な資金供給が行なわれた昭和五〇年代においては、一般金融機関からサラ金業者などの与信業者へ資金が流れ、消費者は与信業者からの過剰貸付を受け、多重多額債務者の問題が激増している。つまり、投下資本の増大は、消費者にとっての金利低下を招来しなかつた。これは、消費者信用市場が自由競争原理の機能しない特異な市場であり、特に、需要供給の関係に従つた金利の低下などは望むべくもないことを明らかにしている。

一般金融機関は伝統的に生産信用を基本とし、消費者信用の窓口を狭くしている。このことから、一般金融機関は、生産信用の一形態として、サラ金などの消費者金融専業者へ融資するという性質を有している。この結果、消費者は、資金調達コストが高くなる消費者金融専業者から借り入れを行うこととなり、必然的に金利が高

くなるのである。

このような間接融資が消費者信用市場における資金の流れの基本となれば、常に卸金融の金利に与信業者のコスト・利益が加算されることになり、消費者にとっての金利低下は微々たるものしか期待できないと言つべきである。

2 前述した金利規制緩和の動きは、右のごとき間接融資が将来的にも基本的な資金の流れとして残つて行くことを容認する結果となりかねない。

真に消費者にとっての信用は、一般金融機関からの直接融資拡大を目指すべきものである。直接融資における貸付金利は、利息制限法所定金利以下であり、しかも、この金利をもつてしても当該金融機関の収益が高いことは、すでに明らかにしたとおりである。

従つて、消費者信用市場の健全化は、資金の流れという面においては、一般金融機関が消費者へ直接融資するという体制をより強く実現しなければならないものといえる。

右に述べたことからすれば、規制緩和の具体的な内容である一般金融機関が消費者信用市場に参入するための利息制限法、臨時金利調整法の上限金利を引き上げる必要性は、これを採算の点に絞つて検討するならばまったくないといわざるを得ない。安易な上限金利の引上げは、金利の低下を促進せずに、逆に、金融機関全体の金利を上昇させる傾向を作る恐れがある。

したがつて、金利規制を見直そうとする動きは、その前提が不明確であるばかりかその合理的根拠も乏しいものであることが明らかである。

第五 適正金利とは

一 金利の現状と適正金利論の必要性

前述したとおり都市銀行をモデルとしたコスト計算、利益論を前提とするならば、現行の金利規制によって、一般金融機関の消費者信用市場への本格的な参入が制約を受けているとの「金利規制の見直し」論には、根拠のないことが明白である。

他方、信販会社、消費者金融専業者は、現在も利息制限法を越える利率で営業を行つており、金利の低下は、出資法上の上限金利の低下のない限り、実現する可能性は少い。

すなわち、消費者金融専業者の扱う顧客市場は、一般の金融機関で取り扱えない分野を補つていて、金利が高くとも、借りる者が必ず一定割合存在する市場である。従つて、消費者金融専業者の金利の低下は、一般金融機関の消費者市場への参入があつたとしても、実現されるものではなく、刑事罰を前提とする出資法の規定によらざるを得ない。

このことは、現在営業している消費者金融専業者のはとんどが、これまで出資法の上限金利いっぱい営業してきたおり、利息制限法に近づけようという努力は何らなされていなかつたことから明らかである。

すなわち、昭和五三年以降、一般金融機関等から消費者金融専業者に多額の間接融資がなされ、また、それ以降、間接融資に係る金利もかなり低下してきているのは前述したとおりである。

しかるに、消費者信用市場に金利低下の競争が起る気配はほとんどなかつた。

例えば、ある大手サラ金業者の貸出金利についてみると、昭和五三年八月に年四七・四五%になつていたものが、昭和五九年一〇月までの六年間まったく金利が下げられず、昭和五九年一〇月になつてようやく三九・五%

の金利になり、それから二年半後の昭和六一年四月になつて、三六・五%の金利になつたにすぎないのである。昭和五九年一〇月になつて金利が低下したのは、昭和五八年一一月に施行された貸金業規制法により、大蔵省から、強力な行政指導を受けたことによるものであり、消費者信用市場に競争原理が働いたものではない。このような現状を前提とした場合、今後の消費者信用の金利は貸金業規制法の抜本的改正なくしては低下する見通しはほとんどない。

現に、規制法で昭和五八年一一月に本則金利を四〇・〇〇四%と定めながらも、その施行時期については法施行後五年目の昭和六三年一一月一日以後において、「…速やかに定める」と規定されているにも拘らず、現時点では、いつ施行されるかメドが立っていない状態である。

そこで、我々は、五四・七五%に及ぶ金利（前述したように、大手を除いたほとんどの消費者金融専業者は五四・七五%の金利を設定している）及び、三〇数%の金利（大手の貸出し上限金利）が果して、消費者金融の本來果すべき役割からして、貸主・借主にとって、適正なものであるかを検討してみる必要がある。

すなわち、我々法律実務家が、多數の多重債務者の処理を担当した経験によると、右のような金利で一般の消費者が貸金業者から借りた場合、債務超過になる可能性が極めて高く、とても健全で、且つ社会的に認知される金融とは思えない。

従来、貸金業者は、出資法さえ守つていれば社会的に認知されているものと考え、利息制限法は、借主が債務超過に陥った際の救済法的色彩が強く、利息制限法所定の金利と、出資法所定の金利との間、いわゆる、グレーゾーンはその性格が明確でなかつた。

従つて、グレーゾーン中の消費者金融について、特に議論されることがなかつた。

しかし、貸金業者の貸出対象が一般的の勤労者である以上、勤労者の収入に比し、一定の余裕をもつて、返済で

きるものでなければならない」とも当然である。

消費者金融が、生活上の利便に供するものである以上、一定の金利負担はやむを得ないにしても、そのことに

より、家庭生活を歪める結果を受忍しなければならないとすれば、これは、消費者金融の本来の姿ではない。

消費者金融の健全な発展は、一定の利便に対するものについて、一般の労働者が余裕をもつて返済できる金利を設定することにより、可能になるものである。(資料25)

下記の資料については、著作権上の問題により、HP掲載を控えさせていただきます。

資料 25 日本経済新聞 63・6・3

このような、観点から適正金利を検討するに、出資法と並んで民事上の効果をもつ利息制限法上の金利こそ、社会的に許容される金利の最高限度であると考える。

我々法律実務家は、多数の多重債務者の処理をする中で、利息制限法内の金利で借り受けている負債が中心の場合にはほとんど債務超過に陥っておらず、逆に債務超過になつたもののほとんどは、グレーゾーン内の金利で借り受けている負債が中心であることを感覚的に経験しているところである。

その意味からすると、利息制限法所定内の金利こそが適正な金利であり、貸金業者においても、グレーゾーン内の金利に安住することなく、利息制限法上の金利に接近させるべく努力をする必要があり、同時に、それによつて貸金業の健全化が図られるものと考へる。

そして、貸金業界のこれから展望を考えるに、「…貸金業の健全化がゆきわたり、悪質業者が淘汰されて、業者の多くが正規の金融機関から比較的の低利の豊富な資金の貸付けを受け得るようになり、これにより、貸出金利の引下げを推進し、真に国民の経済生活の一翼を支える業種にまで成長することでなければならない」（ジュリスト六六四号五八頁）のである。

一 適正金利の検証

前述した適正金利に関する考え方を利息制限法の立法経過と一般労働者の返済可能額との関係で検証してみたい。

1 利息制限法の立法経過から

現行利息制限法は、昭和二十九年五月一五日に公布されたものであり、現行の利率は、主として当時の正規の金融機関の貸付金利の趨勢等を勘案して定められた（法曹時報六卷六号「利息制限法解説」六六五頁）。

当時（昭和二十九年）の全国銀行の貸付比率は、年九・〇〇%であり、その後、昭和四九年に九・二五九%の

利率になつてゐるもの、その前後は、それ以下の利率になつていて、昭和六〇年一月時点では六・五七%の金利になつてゐる（昭和五〇年経済統計年報・六四頁、昭和六〇年経済統計年報・一八四頁）。

従つて、少なくとも、その後の全国銀行の貸出金利の動きを見る限り、利息制限法上の金利は、現在も高利の私法上の効果を抑制するものとして、十分、その機能を果し得るものであつて、この所定内金利こそ適正な金利である。

このことは、利息制限法の歴史をみて、明治一〇年制定の旧利息制限法では、上限金利を二割、一割五分、一割二分と定め、大正八年の改正によつても上限金利は、一割五分、一割二分、一割と定めていて、新利息制限法が最も高いことからも言える。利息制限法の制限利率は、貸金業者にとつては低きに過ぎるとの主張（ジュリスト六六四号・五八頁）があるが、これは、単に貸金業者の現状を前提にしたコスト論を前提にしているのであつて、信用情報機能の整備、貸出基準の明確化等の営業努力をなしていくことを、貸金業界に求め、指導していくべきであつて、それを放置したままで単に「低過ぎる」というのは、社会的弱者たる消費者信用利用者の立場からみれば、到底取り得ない論である。

2 一般勤労者の返済可能額との対比

一般勤労者の収入との対比について昭和六〇年度の全国勤労者世帯の一ヶ月の収入と支出を見ると、実収入は、四四八、九六一円であり、（年収で五、三八七、五三三円）、黒字は八六、三七〇円である（資料9）。

他方、消費者信用利用者の債務高は、一〇〇～一九九万円が三八・〇%であり、最も割合が高い（国民生活センター編「サラ金・クレジット問題の構造」一一七頁）。

そこで、仮に、消費者信用利用者の平均利用高を二〇〇万円とみる（この二〇〇万円は、我々が処理をする上で、債務超過とみるか、返済可能とみるかとの別れ目の数字とほぼ一致）、消費者信用利用者の借り主一人

当たりの平均貸出残高が三〇万円（資料26）であり、貸金業者が五一六件の借り受けまでは手信してゐるという体験とも一致する）。そして、これを三年間（米国連邦破産法一二三章による申立の際の弁済計画案は原則として、三年以内の返済としていること等を参考にし、三年とした）で元利共で返済できる利率は、一体どの程度かを試算してみると、資料27のとおりとなり、前述の八六、三七四円の黒字の範囲内で、一定の余裕をもつた返済可能な利率は、一五%となり、利息制限法の上限金利と一致する。

これが二〇%の利率となると、月七四、三二七円となり、前述の返済可能額に相当接近し、人間の生活には、常に予測不能の事態が発生することが必至であり、一定の余裕が必ず必要であることを考えれば、僅かの不測の事態が発生すれば、直ちに雪ダルマ式に負債が増加し、債務超過になる可能性を強く持つことになる。

しかも、これを一般勤労者でなく、現在実際にサラ金を利用している者に目を向けると、年収は、二〇〇～三〇〇万円が四三・五%，三〇〇～四〇〇万円が三三・七%（資料8）であり、前述の一般勤労者の平均年収五三八万円の半分程度であることがわかる。そして、人間が生活するために一定程度の支出は、必ず余儀なくされる）ことを考へると返済可能金額は、前述の数字（八六、三七〇円の黒字）の数分の一になると考へられる。

従つて、資料27によると、債務高が二〇〇万円であれば、必ず債務超過になり、一〇〇万円であつても、一五%以上であれば、かなりの率で債務超過になる可能性があるのではないかと考へられる。このことは、いわゆるサラ金債務者の債務処理上で、債務超過に至る経過を分析するに、実際に使用目的をもつて、自らの利用のために借り受けた金額は、一〇〇万円前後であり、それが高利のために雪ダルマ式に増加していく、二〇〇～三〇〇万円前後程度で債務超過になつてゐるという一般的パターンともほぼ一致する。

このように見てくると、利息制限法の範囲内であつても、上限金利ぎりぎりであれば債務超過になる可能性

がかなりあり、銀行の消費者金融の金利構成（年1%～11%）に随分余裕をもつて同様となると推定できる。

資料26 貸出限度額を最も低く設定しているカードローンの1件当たり平均貸出残高(60/9末)

(行・加数、%)

業 態 区 分	全 体	都 市 銀 行	長 期 信 用 銀 行	信 托 銀 行	在 日 外 銀	地 方 銀 行	相 互 銀 行	信 用 金 庫	信 用 組 合	労 働 金 庫	大 都 市 圏	そ の 他
貸出限度額を最も低く設定しているカードローン(60/9末) (60/9末) (構成比)												
回 答 数	322	13	-	7	1	63	52	155	22	9	104	207
1 0万円未満	24	1	-	1	-	4	3	10	5	-	7	17
1 0万円以上 2 0万円未満	98	4	-	1	-	24	16	41	9	3	23	70
2 0万円以上 3 0万円未満	145	5	-	2	-	17	17	93	7	4	48	93
3 0万円以上 5 0万円未満	48	3	-	2	-	15	14	11	1	2	24	22
5 0万円以上	7	-	-	1	1	3	2	-	-	-	2	5
貸出限度額を最も低く設定しているカードローン(60/9末) (60/9末) (構成比)	100.0	100.0	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
回 答 数	100.0	7.5	7.7	14.3	-	6.3	5.8	6.5	22.7	-	6.7	8.2
1 0万円未満	30.4	30.8	-	14.3	-	38.1	30.8	26.5	40.9	33.3	22.1	33.8
1 0万円以上 2 0万円未満	45.0	38.5	-	28.6	-	27.0	32.7	60.0	31.8	44.4	46.2	44.9
2 0万円以上 3 0万円未満	14.9	23.1	-	28.6	-	23.8	26.9	7.1	4.5	22.2	23.1	10.6
3 0万円以上 5 0万円未満	2.2	-	-	14.3	100.0	4.8	3.8	-	-	-	1.9	2.4
5 0万円以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

資料27 3年で元利共返済する場合の毎月の支払高

利 率	1 0 %	1 5 %	2 0 %	3 0 %
負債高				
1 0 0 万円	32,267円	34,665円	37,164円	42,452円
2 0 0 万円	64,534円	69,331円	74,327円	84,903円
3 0 0 万円	96,802円	103,996円	111,491円	127,355円

3 小 括

以上の検証によると、貸金業界が社会的認知をうけ、「国民の経済生活の一翼を支える業種」として成長するための又は「消費者の家計をしっかりと守っていく」適正金利は、現行利息制限法所定の金利内でなければならぬものと見えるものである。

第六 健全な消費者口一へ回さて

1 消費者信用の将来は「ト色」か

1 将来の消費者信用のあるべき姿を考えるに際し、我が国における消費者信用の多様化と市場拡大傾向を肯定的にとらえた上で、この傾向を一層促進させるため、今後、信用供与機関間の自由競争を確保することが重要であり、業態間の自由競争を制約している金利規制等や規制を撤廃なし緩和すべきであるとする見解がある。

このような見解を主張する人々によれば、これまでの消費者信用の姿は、強者たる金融機関と弱者たる消費者（利用者）の間の取引であつたが、最近では与信者と消費者の立場も漸次変化が生じつゝあり、今日より多くの消費者が種々の消費者信用手段を自由に選択する余裕を持ちはじめているので、今後の消費者信用市場の姿は、基本的には多様なサービスに基づく消費者の選択により決定されてしまうにせば、消費者信用市場の拡大、自由競争の促進は、消費者に対する高度の利便提供をもたらし、貸出金利の低下をもたらすことがなること、ハリヒドである。

2 しかしながら、このよくな「ト色」の消費者信用拡大論」をもつが問題」についてあるのだろうか。現実の消費者信用の利用実態や消費者信用による被害実態を分析してみると、如のよくな見解は必ずしも消

費者信用の現状と課題を正確にとらえていないことが明らかとなる。

本書第一、「今日の消費者ローンの姿」、「高金利の消費者ローン」、「破綻していく利用者達」で分析・解説しているように、現在の消費者ローンは極めて高金利であり、消費者ローンの利用者の大半は低所得層といわれる人々である。

消費者ローンの利用者の多くは、消費者信用に関する経済知識や法律知識に乏しく、借り入れに際しては、金利を比較して低利の業者を選択するというような余裕を持たず、切迫した事情の下で、もっぱら身近にある借り易い業者を利用してるのが実情である。しかも、このような利用者に対しても貸付けを行うか否かの最終的な選択権は業者が握っているのである。

また、低所得層が必要に迫られて自己の支払能力を超えて高利の消費者ローンを利用するため、返済困難となり、金利の返済のため新たな高利の消費者ローンを利用するという自転車操業に陥り、多額多重債務を負った大量の破綻者が生み出されるという結果となっている。

「消費者のニーズ」なるものも、実は業者の巧みで華々しい宣伝や広告により業者主導型で生み出されているのが実情である。

このように我が国の消費者信用の現状においては、現在でも「強者たる与信者と弱者たる消費者（利用者）の構図」は相変わらず続いているが、消費者信用による消費者被害も拡大し続けている。

3 更に、このような消費者信用の利用実態を反映して、本書第三、「金利の歴史と法律」で明らかにされているように、消費者信用の金利は業者間の自由競争によつては低下せず、法的金利規制の実現によつて低下してきたのがこれまでの歴史的経過である。

昭和五三年以降、一般金融機関等からサラ金業界に対する大量の間接融資が行われたが、これらの間接融資

の増大によつてはサラ金業者の金利低下はもたらされず、結局年平均100%近くに張りついていたサラ金業者の金利が現在の金利まで低下してきたのは、昭和五八年一一月より施行されたいわゆる貸金業規制二法による金利規制の影響によるものであった。

4 消費者信用の利用実態、消費者信用による被害実態、消費者信用の金利低下の歴史的経緯等を考慮すれば、現状における消費者信用問題における最大の課題は、多額多重債務者問題をはじめとする消費者信用による被害をいかに救済し、被害の発生をいかに防止していくか、消費者保護をどのように図っていくか、金利規制をはじめとする業者規制をいかに強化していくか等にあることは明らかである。

このような最重要課題に答えることなく、もっぱら消費者信用の多様化と市場拡大のみを推進しようとすれば、今後益々消費者被害の拡大をもたらしていく恐れが強いといわねばならない。

二 消費者信用のあるべき姿

1 消費者信用の信用供与対象は、企業ではなく一般消費者である。消費者信用は、利潤を生み出す企業活動の中で利用される「生産信用」とは異なり、消費者の家庭生活の中でもっぱら費消されてしまうものである。

消費者信用の対象が一般消費者であり、それが消費者の家庭生活の中で費消されていくものであることから、消費者信用は消費者の家庭生活に役立ち家庭生活を豊かにするものでなければならず、苟しくもそれが消費者の家庭生活を圧迫し、家庭生活を歪めていくものであつてはならないものである。

もし、消費者信用が消費者の家庭生活を圧迫し、家庭生活を歪めているとすれば、消費者信用は本来の役割を果たしておらず、消費者信用のあるべき姿からは遠ざかっているといわねばならない。

ところが我が国における消費者信用については本書第一の「破綻していく利用者達」で考察してきたところ、その高金利、過剰信用供与において、消費者の家庭生活を圧迫し、一部には家庭崩壊、家出、さらには

家心中、自殺などの悲劇を生み出しているのが実情である。

したがつて、我が国の消費者信用の現状は、消費者信用が本来果たすべき役割を果たしておらず、消費者信用のあるべき姿からはかなりかけ離れているといわねばならない。

2 右のような視点から消費者信用における適正金利を考える場合「消費者が収入の範囲内で無理なく返済できる金利」という点が重要なメルクマールとなるべきであるということになる。

消費者の家庭生活を圧迫するような金利であれば、消費者の家庭生活に役立ち、家庭生活を豊かにしていく消費者信用の本来の役割を果たせないからである。

そもそも、これまで消費者信用問題について論ずる多くの学者や関係者の中で、消費者信用の適正金利はどうあるべきかという最重要問題について議論がなされたこなかつたのは不思議といふほかないが、消費者信用問題を消費者の立場から研究している一部の良心的学者の間でも、消費者信用の適正金利を消費者信用供与機関側の「コスト論」から導き出そうとしたのがこれまでの実情である。しかしながら消費者信用供与機関側の「コスト論」から導き出される適正金利の水準では、現状の金利水準より下回ることはあっても、なおそれが消費者の家庭生活を圧迫し、歪めてしまう金利水準となる可能性がある。

なぜなら、信用供与機関側の「コスト論」から導き出される適正金利は、結局信用供与機関の経営実態に左右されることになるからである。

3 消費者信用における適正金利を「消費者が収入の範囲内で無理なく返済できる金利」という視点から導き出す場合、現状における適正金利は本書第五「適正金利とは」で明らかにしたとおり、現行利息制限法所定の金利内ということになる。

従つて、我が国の消費者信用業界においては、今後利息制限法所定金利まで営業金利を引き下げるべく經營

努力を積み重ねることが求められているといえるであろう。

4 以上考察してきたとおり、現在の我が国の消費者信用は、消費者信用のあるべき姿から、かなりかけ離れており、消費者信用のあるべき姿に近づけるためには、種々の課題解決の努力が必要とされている状況下にあるといわねばならない。

翻つて考えてみれば、消費者の家庭生活を維持するための消費者信用のうち、生活困窮者に対する生活資金の融資などは、もともと社会福祉的性格をもつものであり、本来は国や地方自治体等公的機関における低利の公的融資制度の拡充・発展においてこそ、まず実現すべきものといえるものである。

従つて、消費者の立場からは、我が国における消費者信用業界において早急に消費者信用業者が顧客である消費者の立場に立った営業努力を積み重ねることが期待されると同時に、国や地方自治体等公的機関においても、低利で利用しやすい公的融資制度の拡充が望まれるものである。

主な参考文献

- サラ金問題研究会 「私たちの提言 小口金融業法案」（昭和五三年四月二二日）
- 日弁連 「小口金融業法案」（昭和五三年七月一五日）
- 自由と正義（日弁連） 「小口金融の現状と改善」（昭和五三年九月）
- 日弁連 経済企画庁国民生活局 「消費者信用適性化研究会報告」に対する意見書（昭和六〇年六月）
- 〃 通産省産業政策局 クレジット債権回取問題研究会の「カウンセリング機関構想」に対する意見（昭和六一年七月）
- 吉田 昂 「利息制限法」 法曹時報六巻六号（昭和二九年六月一日）
- 「利息制限法案について ——改正の理由と四つの要点」
- 田宮 重男 「利殖機関の取締法立案の経緯」 金融法務事情（昭和二九年三月一五日）
- 中馬 義直 「出資取締と利息制限法の関係」 ジュリスト六六四（昭和五三年五月一五日）
- 森泉 章 「判例利息制限法」 一粒社
- 国会議事録
- 衆議院大蔵委員会議事録（第一九回国会 昭和二九年四月一八日）
- 衆議院法務委員会議事録
- （第一九回国会 昭和二九年三月二二日・二六日・二七日・三一日・四月一六日・一八日）
- 参議院大蔵委員会議事録（第九八回国会 昭和五八年三月二日）

衆議院大蔵委員会議事録（第九六回国会 昭和五七年八月四日）

大蔵省銀行局

「貸金業の実態調査」

（昭和五六年六月）

金融問題研究会 「我がにおける消費者信用のあり方」

（昭和五九年三月一七日）

金融制度調査会専門委員会中間報告

「消費者信用のあり方について」

（昭和六一年七月一四日）

東京都労働経済局金融部金融課

実態調査報告 「東京の貸金業」

（昭和五三年一月）

「東京の企業金融業」

（昭和五五年五月）

「東京の消費者金融業」 そのⅡ

（昭和五六六年三月）

「消費者金融・多額債務者の債務整理の実際と問題点」

（昭和五七年七月）

「東京の消費者金融業」 そのⅢ

（昭和五七年七月）

警察庁
法務省
国民生活センター編

「最近における高金利事犯の実態について」

中央法規出版

「サラ金・クレジット問題の構造」

（昭和五九年一一月）

クレジット110番 Part.I

（昭和六一年三月）

クレジット110番 Part.III

（昭和六三年三月）

クレジットカード 110番

（昭和六一年三月）

クレジット・サラ金債務に関する調査研究

（昭和六一年三月）

消費者信用と多重債務の実態 国民生活研究第一四巻四号抜粹

「個人ローンの実態と展望—消費者金融のあり方」 東洋経済新報社

「サラリーマン金融の高金利の原因と適正金利基準の一式算」

関大論集（七巻一・二・三・四合併号）

全国クレジット・サラ金問題対策協議会 クレジット・サラ金対策ニュース一一五号

サラ金白書 一九八二

サラ金白書 一九八四

サラ金・クレジット白書 一九八六

全国サラ金・クレジット被害者交流集会報告書（第一～七回）

日本経済評論社

渋谷隆一他 立命館大学

サラ金問題研究会

木村達也

今法律事務所

（社）日本クレジット産業協会

（財）金融財政事情研究会

月刊クレジット産業

「米国新聞産業概説」

東洋経済

あとがき

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会内に設けられた消費者信用プロジェクトチームは、今日の消費者信用につき検討を行うなかで、本来、金利とはなにをもって適正といえるのか、という疑問を持つに至った。

資金業規制法の制定及び出資法の改正における論議を振り返つても、適正金利とはこれだというものがなく、わずかに、上田昭三関西大学教授の論稿が存する程度であった。

上田昭三教授のレクチャーを受け、当チームで検討を進めて来たが、消費者の実態を明らかにして行くなかにおいて、与信業者のコスト論に重点を置きすぎではないのか、なぜ消費者から見た金利論と呼べる考え方があるのか、という意見が多数を占るに至った。

議論は白熱し、二回に亘る合宿を行ない、ようやく、消費者から見た適正金利論と呼べる本書の原稿を作成することができた。そして、日本弁護士連合会の承認を得て、本書の出版に漕ぎつけたものである。

本書は、法律実務家として、消費者信用における基本的問題である金利について、新たな視点により客観的に考察した初めての論稿であり、広く各界各層の人びとに読んでいただきたいと願っている。

本書が成るまでに、御協力いただいた上田昭三教授をはじめ皆様方と、チームの活動を支えていただいた中坊公平前委員長、兵藤俊一委員長、木村達也副委員長、及び日弁連事務局法制課の諸君に、お礼を申し上げる次第である。終りに、本書の原稿作成に閲与したものをおもかにしておく（○は執筆者）。

日本弁護士連合会消費者問題対策委員会

消費者信用プロジェクトチーム

主査

○藤井克巳

委員

○宇都宮健児

○大沢一実

○配川寿好

○茨木茂

○植田勝博

○坂本宏一

木村達也

岡正晶

平川信夫

白井満

藤本明

米塚茂樹

清水洋

満

昭和六十三年八月

日本弁護士連合会

消費者問題対策委員会

副委員長 藤井克巳

適正金利論

—健全な消費者ローンに向けて—

昭和六十三年八月三十一日初版 第一刷発行

編集・発行 日本弁護士連合会

消費者問題対策委員会
〒100 東京都千代田区霞が関一の二
電話 〇三(五八〇)九八四一(代)

印刷 大東印刷工業株式会社